

第 5 章 経済学部 の 再 建 と 発 展 (第 2 発 展 期)

第 1 節 学部教育の正常化と 経営学科の増設

1 学部教育の正常化と 経営学科設置への軌跡

経済学部の教官人事が落ち着き、大学紛争も鎮静化の方向に向かい始めたのを見定めて、経済学部教授会は荒廃した学部教育再建の第一歩として、懸案の第 2 学科増設に乗り出した。就任まもない新田学部長は次のような一文を草し、遅れに遅れた第 2 学科設置に取り組む姿勢を表明し、その抱負を明らかにした(『学園ニュース』創刊号、昭和45年11月1日発行)。

経済学部長 教授 新田隆信

わたくしは、このたび経済学部のお世話役として学部長に就任した。学問を愛し真理を慕い求める知識共同体の一員として、またうら若く希望に燃える学生諸君の先達として、この機会に所懐の一端を申しのべ、大方のご理解を得たいと考える。

あたかも紛争のあらしが一応鎮まって、荒廃のあとに再建の槌音がひびき渡ろうとする今の時を、反省と再出発の契機にしたいとおもう。ほとんど全国一円に吹きあれた大学紛争は、一体なにを意味し、なにをもたらしたか。見る人により感ずる心により、見解は様々に分れようが、共通の認識としては大学が改革されねばならないということであろう。

科学が驚異的な発達を続け技術が急激に革新されて行く現実社会にたいし、大学の体質がこれに適應する能力を示さず、化石に近い特権的管理体制に自足したことも、紛争をよぶ大きな原因であったに違いない。闘争は激烈にすぎた嫌いがあるとはいえ、大学の使命、大学における研究と教育の在り方、大学自治の本質が問われ、それなりの

意義を伴うものであった。紛争の苦悩のなかで、教官も学生も、利己的保身の殻を去り、謙虚にして大胆な自己変革を志した努力は、評価されてよい。かくて改たむべき点は勇気をもって変えたとともに、堅持さるべき不易の部分は冷静かつ沈毅に擁護しなければならない。変革すべきものと、すべからざるものとを、明確に識別する英知が今日ほど希求されることはない。大学改革は現代社会の課題となった。長期的展望と短期的検討を併せ、古典的の大学観と現代的の価値観を調整し、大学人の良識を結集することが必要である。

紛争の原因は大学により学部によって異なるが、経済学部の場合は教官人事をめぐって紛糾し、ついに大事に至る経過をたどった。そのため少壮有為の学究が他へ流出し、学部は教官構成の面で大きな損失を蒙った。学部としては、客観的に公正かつ的確な人事を担保しよう、国家法と全学的基準を補完する内規を設け、人事の自治権の適正な運用を期している。この精神と原則のもとに、教官の充足と充実をはかり、学部再建の礎を固めることは、わたくしに課せられた焦眉の責務である。大学自治制の本旨は、自律的法治社会の維持と発展に存する。自治のルールに従う厳格な自己抑制の道徳的訓練こそ、自治制を支える柱である。秩序を尊重し節度を弁まえ、研究と教育の本務に専念することは、大学人の基本的姿勢にほかならない。研究と教育の活動を、合理的効率的に遂行するためには、管理運営面での改善が工夫されてよい。それには教育と研究の主役たる教官各自の主体的判断が尊重されなければならない。巷間ときに大学の管理運営を研究教育の領域から分離し、技術的に処理すべしと説く発想も紹介されるが、かえって具体性を見失う恐れがあることを指摘したい。なお本学部では、学生諸君の要望により、教官と学生との二者協議会が生まれた。学生諸君が何らかの形でその意見を集約し反映させること

によって大学自治にたいする間接的参加の路線を確保する体制は、今や時代の要求である。ゼミナール制度と相まって二者協を活用し、話し合いの門戸をひろく開いて、学部の合理的運営につとめたい。同時に職員各位の意思を汲む方法も考慮して行きたい。

わたくしは、滞欧中パリを4たび訪れた。そのつどカルチェ・ラタンのソルボンヌ大学を見た。例の5月騒動のあとド・ゴール大統領の意を体してフォール文相は大学改革の骨子を発表した。すでに立法化を経たその方式では鳴物入りの学生参加は、きびしい制約の上で認められるにとどまった。大学周辺の風物詩は平和かつ静穏な調べをたたえ、マロニエの葉かげもあざやかで、はげしいデモ闘争の名残りはほとんど感ぜられない。ヨーロッパの大学は、ちょうど名刹をかこむ門前町のように、校舎に並んで民家や商店が建っており、広大なキャンパスに一郭を画する例があまり見当たらない。そのことも学生運動が過熱しない一因であろうかと思われる。ヨーロッパの大学生は、数が少なく出身の階層も一定しているためか、挙措も端正であり、よく勉強する。オクスフォード、ケンブリッジ、ロンドンの各大学の完備した図書館で読書に精出す学生諸君の輝くまなざしは、学問的真理にコミットする往昔の敬けんな修道僧を連想させる。環境はあくまで静ひつ、思索に最適である。アメリカの場合は広漠はてない大陸を扼するだけあって、さすがに宏壯な土地や建物が目立ち、マンモス大学の出現もうなずかれる。アメリカでは同齡者の3分の1が大学に入るといわれるが、学習の基準が厳重で、ぶじ卒業できるのは入学生の3分の1にすぎない。アメリカについて世界第2位を占める日本は、4分の1の大学進学率をほこるとともに、ほとんど全員が卒業できる仕組みであるから、学士号を授与される大学卒業生の供給国としては、まさに世界一である。この点にも問題を感じずが、今はふれない。

総合大学は、学部自治を基礎として運営される。これは西欧やアメリカに共通の準則である。学部は、分科大学つまりコレッジである。学生数の最適規模とか個別指導制(チュートリアル・システム)とかをふまえ、コレッジ中心の大学運営が再

び脚光を浴びるのではあるまいか。わが国で大学法制が細部規定を欠く事実も、大学側の自主決定を期待し、自治領域をひろく認める法意と解される。

本学部は、戦後の新制大学たる富山大学の一学部であるが、戦前の第13高商だった旧高岡高商の後身として位置づけられる。戦前と戦後にわたり旧制大学に昇格した3高商(東京・神戸・名古屋)を除いて、残りの旧制10高商を前身とする10大学は、年に2回の経済学部長会議を開いている。10大学とは、小樽・福島・横浜・富山・滋賀・和歌山・山口・香川・長崎・大分の各大学をいう。他の9大学は2学科(ないし3学科)編成であるが、富山だけは1学科のままである。人的陣容をととのえ、体制を整備して、他大学なみの2学科制に漕ぎつけるよう力を尽したい。清新撥刺たる伝統的学風を再建の基底にすえ、社会科学を対象とする唯一の学部として、富山大学における歴史的役割と社会的任務を果たすべく念じている。

2 経営学科の設置

わが経済学部においては、学生運動の大波が引潮に転じたのを見定め、再建への第1目標として、経営学科の設置を目指し、具体的準備に着手することになった。前にも述べたように当学部は純然たる単一の経済学科として発足した。国立10大学中で他に類例を求めるならば、他に香川大学と和歌山大学の2校を数えるのみである。前者は昭和40年度に第2学科として経営学科を設置した。後者は昭和39年度に経営学科、昭和40年度に産業工学科というように早くも3学科編成となり、こえて昭和41年度にはついに大学院修士課程(経済学専攻科13名、経営学専攻科14名)の設立にも成功し、逐年の矢継早やな拡充ぶりは、10大学の駿足を思わせた。これに引きかえ本学部の緩慢ぶりは、これまた異例の沙汰というに足りた。戦時強制による工専転換から、敗戦まもなく元の高商に復帰しえた和歌山・彦根の場合と異なり、前田文相下の本省決定にもかかわらず、高岡のみを例外とした「政治」の非情にそもそもの原因を尋ねることもできよう。しかし昭和24(1949)年の新制大学発足時には、元高岡高商教授だった上原

専祿主査（東京商科大学長）の格別な配慮で、いちおう経済学科としてスタートし、学部にも昇格したのであるから、管理運営に本腰で取り組む長老教官層の協力体制が堅固であれば、発展のテンポもさらに順調に進んだであろう。前身校と後身校とのへだたりが、この不利を招いたといえよう。岐路においてどの路をたどるべきかの選択がいくつか積み重ねられると、それらの選択如何によって、たどる路は大きく隔たってしまう。長期構想のヴィジョンを固め、エネルギーを燃焼させることが事の成就には不可欠かと思われる。

10大学中では、1学科2専攻の福島・大分の両大学経済学部が昭和38（1963）年に経済・経営の2学科制となり、翌39年度には和歌山大、40年度には香川大が前述のように経営学科を設けたのであるから、当学部もその時期に経営学科が認められておれば、当初より2学科制で発足した5大学（小樽・横浜・滋賀・山口・長崎）と並び、ことごとく2学科制を具える結果に落ちついていただであろう。それが昭和38～39年度はおろか41年度予算案編成の段階に及んでも第2学科たる経営学科は依然として流産に終わっている。このような事態に陥ったことについては、それなりの理由が存在するものとして、冷静かつ厳粛に反省し、精緻な思慮をめぐらす必要がある。教授会は昭和41（1966）年6月段階で次年度の概算要求に向け、経営学科設置と学生定員の関係を論議し、経済学科の学生数が経営学科のそれを下回らぬよう、特に強い希望を表明した。7月には「学科新設推進委員会」を設け、経営学科の実現に努めることとなった。幸い8月の省議で採択せられ、あとは大蔵省の査定を待つばかりとなった。ところが不幸にも教授会对人事教授会の確執が解けず、後者も5対5の対立が続き、部内的な協調と結束の回復が焦盾の急と見られた。だが教授会全体として見るとき絶対多数の方向性は自ら明らかであった。しかし事態は9月に入ってさらに悪化し、11月には文部省への投書すら行われた。かかる事態に至っては第2学科構想が当分の間棚上げとなるのもいたしかたなく、はたして昭和42年度も空振りに終わった。それ以後、毎年 of 要求事項として大学事務局へ経営学科設置の件を提出しつつ、時の至るのをおもむろに待つことになった。

揺らぐ管理体制の虚をつくかのように、前述のようにスチューデント・パワーの激しい爆発が起こった。それは全国的な背景を帯び、当該大学の特有問題を主たるテーマに「追及集会」の連続となり、果てはバリケート封鎖や無期限ストライキの決行という騒然たる情景を現出した。

ところで時が満ち、教授会内部にも秩序が回復する。人事計画も新内規に準拠して推進されて行く。学生の闘争活動の激浪はまた凪いではいなかったが、そのうねりに対応しつつ、それと平行して再建の努力を開始すべき汐時が訪れた。かくして昭和47（1972）年1月、第2学科設置準備委員会が学部教授会から選出された。この委員会で討議を重ねた結果、幾年にもわたり形式的に概算要求事項として盛り込んで来た組織内容に修正を加え、管理科学科的要素を取り入れたユニークな経営学科を標榜して提出することになった。それを昭和49年度概算要求として具体化し、評議会に上程してその了解を求める運びとなった。教授会としてはその要求事由をつぎの6項目にまとめた。

- (1) 戦前に設立を見た官立の高等商業学校は戦後の新しい学制に従って国立大学の経済学部改編された。ただし学部を構成する学科の数については、当初段階で単一の経済学科を称するものも3校を数えた。その代り商業学的色彩の濃い学科目も包含されていた。その点は前身たる旧制校の伝統と関係があろう。やがて時代の進運に即し、経営活動の管理基準や企業の実践原理に着目して、所要学科目を経済学科より分離した上、新規の学科目を加えて経営学科の設置に向う趨勢となった。これは旧高商系経済学部の発展にとり、不可欠の改組拡充の方式であると思料せられる。そこで本学部でもここ10年来、経営学科新設を累年の概算要求項目に掲げて来た。陽の目を見なかった過去を過去とし今こそその成立を翹望するものである。
- (2) 本学部では教官人事を推進してひところの教官不足を解消し、充実した講義と授業を行っている。即ち公正かつ確かな人事手続により、極めてすぐれたスタッフを相ついで任用し、定数に占める現員の比率は本年5月現在で別表の如く85%に達した。これは全国の国立大学経済学部の24校を通観しても、遜色のない数字である（別表略）。本学部

は今後も鋭意適材の補充に努力する。

(3) 経済の高度成長に伴い、企業組織が巨大化ないし複雑化を示すと共に、経営機能の専門化は著しいものがある。ここにおいて現代経営の理論と実践を学問的に把握し、情報化社会に必ず意思決定や行動制御を学んで公私企業の運営と経営に貢献する有為な青年学徒を育成することは、経営学科の設立に託する時代的要請である。さらに電子計算機の急速な普及発達により、経営学に関する数量的分析技術も長足の進歩を遂げた。本学部では、研究教育体制を整備し、経営学科の学科目構想の中に管理会計、経営工学、人事管理論、経営環境論、国際経営論および経営実務論を配置し、管理科学的要素をとり入れた斬新でユニークな学科設置を標榜している。また、システムズ・アプローチ、インダストリアル・ダイナミクス、マネージメント・インフォメーション・システムなどの学習訓練を積極的に進める予定である。

(4) 本学部への志願者は、北は北海道から南は沖縄県まで全国にまたがっている(表1参照)。日本海沿岸に位する唯一の国立大学経済学部であるという立地条件と旧制高岡高商に発する歴史的伝統に由来するところが大であると考えられる。わけても富山県の志願者はつねに300名を越え、愛知県および石川県のそれは100名以上に及び、岐阜県・福井県・新潟県がこれに次ぐ。競争率も年ごとに上昇している。本学の入学試験における合格者の得点水準も本学部は全学の最高位を占め、いぜんとして狭い門の相を呈している。試みに富山県を例にとれば、本年の志願者353名のうち入学者は55名にすぎず、合格率は16%弱にとどまった。富山県の大学進学率は、東京都の35.4%を下回るといえ、31%に及びるので、多くの子弟が県外に笈を負うものと推定せられる。全国的に大学進学率が上昇一途を辿り、昭和55年には47.2%の高率が見込まれる際、本学部が学科新設により収容能力を増大することは、国家的見地からも望ましい限りであろう。

(5) 本学部の卒業生にたいする社会的評価は頗る高いものがある。すなわち昨年度の卒業生が留年などで130名余に減じたにも拘らず、これにたいする求人数は累計3,633人に上った。求人側の求人難はまさに深刻である。卒業生は京浜・阪神・中京の

表1 入学志願者の都道府県別一覧表

年 度	昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度	
	入学者	入学者	入学者	入学者	入学者	入学者
入学定員	160		160		160	
調査項目	入学者	入学者	入学者	入学者	入学者	入学者
人 数	962	157	986	160	1,119	161
競争率	6.01		6.16		6.99	
都 道 府 県 別 志 願 者 数	北海道	5		2		17
	青 森	1		2	1	
	岩 手			1		
	宮 城			1		3
	秋 田	1		3		1
	山 形	1		2		2
	福 島	3				2
	茨 城	4		1	1	
	栃 木			3	1	3
	群 馬			4		9
	埼 玉			2		2
	千 葉	1	1	1		4
	東 京	4		8		11
	神奈川	2				1
	新 潟	28	4	42	1	37
	富 山	324	68	331	83	353
	石 川	119	20	124	20	145
	福 井	65	5	55	10	66
	山 梨	3		4		2
	長 野	42	3	28	4	23
	岐 阜	67	7	83	12	95
	静 岡	18	3	15	1	18
	愛 知	123	19	144	14	166
	三 重	32	7	14	1	37
	滋 賀	17	4	15	1	12
	京 都	12		21	1	14
	大 阪	51	7	38	4	49
	兵 庫	14	1	12	1	14
	奈 良	4	1	8		1
	和歌山	3		2		4
	鳥 取	1		6	1	2
	島 根			1	1	2
	岡 山	3	1	1		5
	広 島	5	2			3
	山 口	1	1	2		1
徳 島	2				2	
香 川					2	
愛 媛			3		1	
高 知	1				1	
福 岡	2	1	1	1	4	
佐 賀					1	
長 崎			1	1		
熊 本	1	1	2		2	
大 分			1			
宮 崎	1	1				
鹿 児 島	1		1		2	
沖 縄			1			

各地区に進出するものが計65%を算えるが、一方、産業県として聞こえる富山県を中心とした北陸経済圏の求人需要も旺盛である。しかし現在の卒業生数では到底その社会需要に応じ難い実情にある。地域住民の総意も、本学部経営学科の設置されることを熱望している。

(6) 本学部教授会は社会の現実的動向を注視して長期計画を策定しつつあるが、当面の目標として積年の懸案たる経営学科の設立を、叙上の事由によってとくに要請する次第である。なお、本学部ではつとに関係教職員より成る第2学科設置準備委員会を設け、経営学科の誕生にそなえている。

すなわち本学部では教員の充員率（定員対現員）が、国立10大学経済学部平均で73.5%を示すのにたいし、85%に達していること、また全国の国立大学経済学部24校の全体を通観しても遜色のないことを強調した。

また、入学志願者も全国にわたる点を指摘し、立地条件の良さを力説すると共に、特色のある学科目・授業科目を提示している（表2、表3）。

以上の要領を骨子とした経済学部の概算要求は、文部省の受け入れるところとなり、ついで昭和49（1974）年1月に大蔵省の査定を通過し、正式に国の予算として確定した。かくして第72回国会の議決により、経営学科は富大経済学部の第2学科として昭和49年4月に誕生したのである。これで25年間の単一学科制は終わりを告げ、2学科制に改まった。経済学部はそれまでの単一の経済学科（学生定員160名）から、経済・経営両学科それぞれに、各10学科目、各120人の入学定員が割り当てられることになり、昭和51年度には両学科合わせて18学科目、教官定員41名を擁するに至った。この時点に至って、国立10大学中の殿りというハンディキャップは完全に払拭され、若干の点では僚校の中でも卓越した実態を示すに至った。なお付言すれば10大学はすべて経営学科を第2学科に擁する点で共通の特徴を呈することになった。

経営学科が発足するや、専門課程への学生の移行に備え、カリキュラムの改訂を行った。本学部は大学紛争が熾烈を極めた当時、学生自治会による学生

表2 経営学科の授業科目・単位数に関する計画案

開設年度	学 科 目 名	授 業 科 目	単位数
昭和50年	経 営 学	経営学総論	4
		システム管理	2
		生産管理	2
		品質管理	2
50	財 務 会 計	企業論	2
		簿記学	4
		財務管理	4
		工業会計	2
		税務会計	2
51	管 理 会 計	標準原価計算	4
		監査論	4
		予算統制	2
		コンピューター会計	2
50	経 営 工 学	経営機械化論	4
		情報システム論	4
		経営数学	4
		労働管理論	4
52	人 事 管 理 論	経営組織論	4
		人間関係論	2
50	経 営 環 境 論	経営史論	4
		産業構造論	4
		産業公害論	4
		消費者行動論	2
51	国 際 経 営 論	経営社会学	2
		国際金融論	4
		貿易論	4
50	流 通 論	多国籍企業論	4
		流通総論	4
		マーケティング論	4
		物流論	2
		保険論	2
		倉庫論	2
		交通論	2
51	経 営 実 務 論	経営実務総論	4
		外国為替論	2
		貿易実務論	2
		商業英語	2
52	社 会 法	コンピューター実習	2
		労働法	4
49	一 般 教 育	計	4

管理会計、経営工学、経営環境論、経営実務論の4学科目は実験学科目とする。

表3 経営学科の学科目・授業科目・講義内容に関する計画案

学 科 目	授 業 科 目	講 義 内 容
経 営 学	経営学総論	経営学の歴史、アメリカ経営学とドイツ経営学、資本主義的商品生産の事業体に関する企業論、人間集団の管理活動に関する諸問題。
	システム管理	システムとモデル、シミュレーション、トータル・コントロール。
	生産管理	日程計画、工程管理、運搬管理、作業管理、設備管理、資材管理、エネルギー管理。
	品質管理	社内規格の標準化、品質のパラツキと原因究明、品質の保証と検査、管理図、品質管理の実施方法。
財 務 会 計	公 企 業 論	公企業の外延的発展、公企業の機能、公企業の経営構造、公企業の合理化、公企業の特質。
	会 計 学	動態論と静態論、企業会計の機能と基本構造、財産計算と損益計算、会社資本理論、会計諸法規。
	簿 記 学	仕訳原則、勘定組織、帳簿組織、決算整理、本支店会計。
	財 務 管 理	財務管理の本質とその体系、資本調達、資金管理、利益処分。
	工 業 会 計	簿記と原価計算との有機的結合、製造原価の決定と勘定による計算、コンテンラーメン、工場帳簿組織。
税 務 会 計	税法による営業損益、流動資産、固定資産、繰延資産、資本、準備金、引当金、税務計算。	

管理会計	標準原価計算	原価管理の中心課題としての標準原価計算について、その算定の目的と方法、物量的標準原価の設定、原価差異の算定および分析を内容とする。
	監査論	外部監査と内部監査、会計監査と業務監査を内容とし、法的規制としては監査基準、監査実施準則監査証明省令、同取扱通達などを内容とする。
	予算統制	経営の収益、費用、資産、負債、資本について、内容統制としての予算的方法を内容とし、とくに変動予算と固定予算、予算差異分析に重点をおく。
	コンピューター会計	販売、生産、購買などの各経営活動の原始記録を会計的にとらえ、これを機械化し、パンチ・カードないしパンチ・テープにのせて電子計算機を適用する方法や管理会計への応用を内容とする。
	経営分析	財務諸表分析を中心に、販売、生産、労務、購買など経営全般にわたる分析にまで及び、また事後分析のみならず標準比率の設定による未来指向への展開を内容とする。
経営工学	経営機械化論	計算機の画期的発達の成果を駆使する経営技術の現状を理解せしめ、電子計算機のハードウェアとソフトウェアを講解する。
	情報システム論	経営に必要な情報の蒐集、分類、整理に当るMISネットワークを解明、情報処理システムの最適設計とその運用方法。
	経営数学	経営における数学的方法の適用拡大に応じ、数値計算の基本的テクニックを講じ、線形代数・シミュレーション・ORプロジェクトに及び。
人事管理論	労務管理	生産中心の労務のほか、事務労務・専門労務・管理労務などの労務を歴史的に跡づけ、労働条件、人事考課、労使関係、賃金関係、経営参加を論じ、責任労務への人事政策を説く。
	経営組織論	組織の行動科学を検討し、成果分配にふれ、スタッフ部門との均衡を考える。
	人間関係論	技術革新の時代に即し、人間観の変遷に必ず人間関係の適正な管理を考察する。
経営環境論	経営史	経営の発展過程を、その現象と共に、理念および政策の面からとりあげる。経営行動をめぐる環境の条件の中でその推移を分析する。(なお戦後「経営史」を開講したのは、本学部を最初とする)
	産業構造論	産業構造と企業経営、企業形態、個別企業と企業系列、産業立地、工場立地、産業構造の未来指向と企業の成長性。
	産業公害論	企業経営と産業公害、公害の実態と類別、各種公害対策の吟味、産業廃棄物問題、被害者救済制度、環境保全と自然保護。
	消費者行動論	消費者の購買行動、購買動機および生活意識に関するインターディシプリナリーな接近。
	経営社会学	経営をとりまく社会関係を実証的にとらえ、経営体や労使関係をつらぬく経営環境の社会的外延的把握を旨とする。
国際経営論	国際金融論	国際金融と企業運営、国際貸借、国際収支、ブレトン・ウッズ体制、国際資本の移動。
	人間関係論	国際貿易と企業経営、国際分業の理論、国際価格理論、国際商品論、為替管理論。
	多国籍企業論	多国籍企業の本質、企業の国際競争力原理と経営効率の国際比較、国際的経営環境。
流通論	流通総論	商品流通の機構・機能・管理・技術、生産性向上に伴う流通活動全体の効率化。
	マーケティング論	市場調査、商品化計画、販売促進、販売経路などのマーケティング活動にたいする統合的管理。
	物流論	物的流通の諸活動のシステム化と物流技術の革新を進める諸方策。
	保険論	保険企業、保険の技術的公平の原則、生命保険と損害保険、保険業法、とくに流通活動に関連の深い火災、運送、海上の各保険業の経営問題。
	倉庫論	倉庫業の社会的機能、倉庫経営、保管料と倉庫荷役論、倉庫証券、さらに他の流通機関の分担する倉庫業務を加える。
	公通論	交通用益、交通企業、交通市場、交通企業の運賃政策、交通技術の進歩、国家と交通業、各種交通方式の商品交通に及ぼす効果。
経営実務論	経営実務総論	各種企業の財貨と資金の流れに関する実践的事務処理の理念と方法。
	外国為替貿易実務	為替の本質、外国為替の手續、外国為替市場、国際決済銀行、為替相場、為替政策と企業経営。国際的分業の実態分析、国際貿易機構、国際商品の実態分析、輸出入貿易のモデル研究、国際決済の実務、外国為替取引の実務。
	商業英語	海外との商取引に必要な特殊専門用語や文型を中心とする高等英語の習得。
	コンピューター実習	電子計算機のフローチャートとプログラム、システムの設計と分析、入出力情報の検討、E D P処理。
社会法	労働法	社会法としての労働法を経営内の労使関係の実態に即し、判例、学説を参照しつつ、法的側面から考察する。
	経済法	独占禁止法等の経済活動に関する法規制を分析する。

経営学科

系列	授 業 科 目			単位数		系列	授 業 科 目			単位数	
				必修	選択必修					必修	選択必修
経済学	経済学	（経 済 原 論） （マ ル ク ス 原 理） （公 共 経 済 学） （国 際 経 済 学）	（経 済 原 論） （マ ル ク ス 原 理） （公 共 経 済 学） （国 際 経 済 学）	4	4	経済学	国際経済論	国際金融論	論	4	4
	経済史	経 済 史	西 日 本 経 済 史	経 済 史	4	4	経済学	流通論	流通論	4	4
	経済政策	経 済 政 策	商 工 農 社 業 業 会	政 策 策 策	4	4	経済学	経営実務論	経営実務論	4	4
	財政金融論	財 政 金 融 論	地 方 政 府 債 券	金 融 論	4	4	経済学	憲法	憲法	4	4
	統計学	統 計 学	量 計 学	統 計 学	4	4	経済学	民法	民法	4	4
経済地理学	経 済 地 理 学	日 本 外 国 地 産 業 事 業	地 産 業 事 業	4	4	経済学	民法	民法	4	2	
											（経 済 原 論） （マ ル ク ス 原 理） （公 共 経 済 学） （国 際 経 済 学）
経営学	経営学	経 営 学	組 織 論	4	4	経営学	民法	民法	4	4	
											（経 済 原 論） （マ ル ク ス 原 理） （公 共 経 済 学） （国 際 経 済 学）
	財務会計	財 務 会 計	簿 記 学	簿 記 学	4	4	経営学	民法	民法	4	4
	管理会計	管 理 会 計	標 準 原 価 計 算	標 準 原 価 計 算	4	4	経営学	民法	民法	4	4
	経営工学	経 営 工 学	情 報 機 械 化	情 報 機 械 化	4	4	経営学	民法	民法	4	4
	人事管理論	人 事 管 理 論	経 営 人 事 管 理	経 営 人 事 管 理	4	4	経営学	民法	民法	4	2
経営環境論	経 営 環 境 論	産 業 費 用 者 行 動	産 業 費 用 者 行 動	4	4	経営学	民法	民法	4	2	
											（経 済 原 論） （マ ル ク ス 原 理） （公 共 経 済 学） （国 際 経 済 学）
						共通	演 習 文 読	演 習 文 読	4	6	
											備考

第 2 節 最高裁判所判決と 訴訟問題の解決

1 双方の上告に基づく 2 判決

第 4 章第 3 節 5 で述べたように、名古屋高等裁判所金沢支部の第 2 審判決は、(1) 単位認定に関する $X_1 \sim X_6$ (6 名の卒業生ら) の訴を却下し、(2) 専攻科修了認定に関する X_7 (専攻科学生。学部卒業生として就職している) の訴えについて大学側代理人の本案前(却下)の主張を斥け、大学の措置が適法か違法かを司法判断するために富山地方裁判所に差し戻すとした。

この判決(1)に対しては $X_1 \sim X_6$ の代理人らがこれを不服とし、また、判決(2)に対しては大学側代理人がこれを不服とし、双方が最高裁判所に上告した。

経済学部の法律系専任教官の中では、専攻科未修了に関する大学の措置の適法・違法についてだけ裁判所が審理して判断を下すとした第 2 審判決に対して、判決理由の立論には全面的に賛同しかねる部分があるけれども結論は妥当であると評価し、本案審理の結果として専攻科未修了の学部措置が裁判所で是認されるとの見方が話されていた。しかし、第 2 審判決について上告するか否かの決定は、もっぱら法務省が国の立場を総合的に判断して下し、富山大学経済学部教官は事前協議を受けることがなく、上告理由の作成にも関与することは一切なかった。第 1 審・第 2 審のときとは違い、これまでの指定代理人(名古屋法務局訟務部長)に法務本省から 2 名の指定代理人が加わり、法務本省での協議に基づいて上告理由が作成された。経済学部長は書面上は上告人の一人になっていたが、上告理由を知ったのは、最高裁判所判決が出されたあと判決文に引用されたものを見たときであった。

最高裁判所は、双方からの上告を受けて裁判を 2 つに分けて取り扱い、昭和 52 (1977) 年 3 月 25 日に相次いで 2 つの判決を言い渡した。

大学における授業科目の単位授与(認定)行為に関する第 1 判決、および国立大学における専攻科修了認定行為に関する第 2 判決は、2 件とも最高裁判所民事判例集に搭載されており、法律関係の専門

誌などにおいて、これまで多数の法学者・法律実務家により判例評釈・解説がなされている。

2 単位認定に関する最高裁判所判決

第 1 判決

(昭和 46 年(行ツ)第 52 号。昭和 52 (1977) 年 3 月 15 日 第 3 小法廷判決、棄却。民集 31 卷 2 号 234 頁)

判決要旨

「大学における授業科目の単位授与(認定)行為は、一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、司法審査の対象にならない。」

本判決は、判決理由の中で、大学の教育措置と司法審査との関係について、および、大学の単位授与(認定)行為の法的性質について、最高裁判所の判断を初めて示したものであり、学校教育上極めて重要な意義を有するものである。大学に関する法令は数少ないうえ、関係条項は極めて抽象的・一般的文言で分断的にしか成文化されていないため、文言に不統一・不明確な点があった。そのような中で、本判決は、はじめて体系的な法解釈を示しており、大学関係者に参考になる。

判決は、まず司法審査権の範囲に関する法理を次のように述べた。

「裁判所は、憲法に特別の定めがある場合をのぞいて、一切の法律上の争訟を裁判する権限を有するのであるが(裁判所法 3 条 1 項)、ここにいう一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争を意味するものではない。すなわち、ひと口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上裁判所の司法審査の対象外におくのを適当とするものもあって、例えば、一般市民社会の中にあつてこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが、相当である(当裁判所昭和 34 年(オ)第 10 号昭和 35 年 10 月 19 日大法廷判決・民集 14 卷 12 号 2633 頁参照)。」

引き続き、この法理と大学の関係に言及しており、

以下の部分は、広く「判旨第1点」として引用されている。

そして、大学は、国公立であると私立であることを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であって、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な機能を有し、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから、このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものであることは、叙上説示の点に照らし、明らかというべきである。

このような一般原理のあと、本件に関する「大学の単位制度」および「単位授与（認定）行為と司法審査」について、以下のように説示した。

そこで、次に、右の見地に立って本件をみるのに、大学の単位認定制度については大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）がこれを定めているが、これによれば（ただし、次に引用の条文は、いずれも昭和45年文部省令第21号による改正前のものである。）、大学の教育課程は各授業科目を必修、選択および自由の各科目に分け、これを各年次に配当して編成されるが（28条）右各授業科目にはその履修に要する時間数に応じて単位が配付されていて（25条、26条）それぞれの授業科目を履修し試験に合格すると当該授業科目につき所定数の単位が授与（認定）されることになっており（31条）右教育課程に従い大学に4年以上在学し所定の授業科目につき合計124単位以上を修得することが卒業の要件とされているのであるから（32条）単位の授与（認定）という行為は、学生が当該授業科目を履修し試験に合格したことを確認する教育上の措置であり、卒業の要件をなすものではあるが、当然に一般市民法秩序と直接の関係を有するものではないことは明らかである。それゆえ、単位授与（認定）行為は、他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足る特段の事情のない限り、純然たる大

学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであって、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが、相当である。

〔学生ら上告人の〕所論は、現行法上又は社会生活上単位の取得それ自体が一種の資格要件とされる場合があるから、単位授与（認定）行為は司法審査の対象になるものと解すべきであるという。しかしながら、特定の授業科目の単位の取得それ自体が一般市民法上一種の資格要件とされる場合のあることは所論のとおりであり、その限りにおいて単位授与（認定）行為が一般市民秩序と直接の関係を有することは否定できないが、そのような場合はいまだ極めて限られており、一部に右のような場合があるからといって、一般的にすべての授業科目の単位の取得が一般市民法上の資格地位に関係するものであり、単位授与（認定）行為が常に一般市民法秩序と直接の関係を有するものであるということとはできない。そして、本件単位授与（認定）行為が一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることについては、上告人らはなんの主張立証もしていない。

してみれば、本件単位授与（認定）行為は、裁判所の司法審査の対象にはならないものというべく、これと結論を同じくする原審の判断は、結局、正当である。〔学生ら上告人の〕論旨は、右説示と異なる見解に立って原判決の違法をいい、それを前提として原判決の違憲をいうものであって、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法7条、民訴法401条、95条、89条、93条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

3 専攻科修了認定に関する 最高裁判所判決

第2判決

（昭和46年（行ツ）第53号。昭和52（1977）年3月15日第3小法廷判決、一部棄却・一部破棄自判。民集31巻2号280頁）

判決要旨

「1、国公立大学における専攻科修了認定行為は、

司法審査の対象になる。

2、国公立大学における専攻科修了認定行為は、行政事件訴訟法3条にいう処分にあたる。」

同判決は、まず、要旨第1点に関して次のように説示した。

思うに、国公立の大学は公の教育研究施設として一般市民の利用に供されたものであり、学生は一般市民としてかかる公の施設である国立大学を利用する権利を有するから、学生に対して国公立大学の利用を拒否することは、学生が一般市民として有する右公の施設を利用する権利を侵害するものとして司法審査の対象になるものというべきである。そして、右の見地に立って本件をみるのに、大学の専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として設置されるものであり（学校教育法57条）大学の専攻科への入学は、大学の学部入学などと同じく、大学利用の一形態であるということが出来る。そして、専攻科に入学した学生は、大学所定の教育課程に従いこれを履修し専攻科を修了することによって、専攻科入学の目的を達することができるのであって、学生が専攻科修了の要件を充足したにもかかわらず大学が専攻科の認定をしないときは、学生は専攻科を修了することができず、専攻科の目的を達することができないのであるから、国公立の大学において右のように大学が専攻科修了の認定をしないことは、実質的にみて、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにほかならないものというべく、その意味において、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものであると解するのが、相当である。されば、本件専攻科修了の認定、不認定に関する争いは司法審査の対象になるものというべく、これと結論を同じくする原審の判断は、正当として是認することができる。

判旨第2点に関する次の説示がこれに続く。

大学側代理人の上告の論旨は、法令上専攻科修了なる観念は存在せず、したがって、専攻科修了の認定というのも法令に根拠を有しない事実上のものであるから、専攻科修了の認定という行

為は行政事件訴訟法3条にいう処分にあたらない、と主張する。しかしながら、大学の専攻科というのは、前述のような教育目的をもった一つの教育課程であるから、事理の性質上当然に、その修了という観念があるのものというべきである。また、学校教育法57条は、専攻科の教育目的、入学資格および修業年限について定めるのみで、専攻科の修了の要件、効果等について定めるところはないが、それは、大学は、一般に、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等においてこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な権能を有するところから、専攻科修了の要件、効果等同法に定めのない事項はすべて各大学の学則等の定めるところにゆだねる趣旨であると解されるのである。そして、現に、本件富山大学学則においても、「専攻科の教育課程は、別に定めるところによる。」（60条）「専攻科に1年以上在学し所定の単位を履修取得した者は、課程を修了したものと認め修了証書を授与する。」（61条）と規定しているのであるから、法令上専攻科修了なる観念が存在し、専攻科修了の認定という行為が法令に根拠を有するものであることは明らかというべきである。そして、このことと、前述のように、国公立の大学は公の教育研究施設として一般市民の利用に供されたものであって、国公立大学における専攻科修了の認定、不認定は学生が一般市民として有する右公の施設を利用する権利に関係するものであることにかんがみれば、本件専攻科修了の認定行為は行政事件訴訟法3条にいう処分にあたると解するのが、相当である。それゆえ、論旨は、採用することができない。

大学側代理人が「専攻科の認定は、大学当局の専権に属する教育作用であるから、司法審査の対象にはならない」と主張した点について、最高裁判所は次のように説示してこれを斥けた。

しかしながら、富山大学学則61条によれば、前述のように、1年以上の在学と所定の単位の修得とが同大学の専攻科修了の要件とされているにすぎず（ちなみに、大学設置基準（昭和31年文部省令28号）32条によれば、大学の卒業も、4年以上の在学と所定の単位124単位以上の修得とがその要

件とされているにすぎない。) 小学校、中学校および高等学校の卒業が児童又は生徒の平素の成績の評価という教育上の見地からする優れて専門的な価値判断をその要件としている(学校教育法施行規則27条、55条および65条参照)のと趣を異にしている。それゆえ、本件専攻科の修了については、前記の2要件以外に論旨のこのような教育上の見地からする価値判断がその要件とされているものと考えすることはできない。そして、右2要件が充足されたかどうかについては、格別教育上の見地からする専門的な判断を必要とするものではないから、司法審査になじむものというべく、右の論旨もまた、採用することができない。

本判決は、最後に、X₇の諸請求を次のように整理して結論を示した。

本件記録によれば、被上告人(専攻科学生X₇)の本訴請求は、第1次請求として上告人経済学部長に対し単位授与、不授与未決定違法確認(以下「A請求」という。)および上告人学長に対し専攻科修了、未修了未決定違法確認(以下「B請求」という。)を、第2次請求として上告人学長に対し単位授与、不授与未決定違法確認(以下「C請求」という。)を、第3次請求として上告人経済学部長に対し単位認定義務確認(以下「D請求」という。)および上告人学長に対し専攻科修了認定義務確認(以下「E請求」という。)を、第4次請求として上告人学長に対し単位認定義務確認(以下「F請求」という。)を求めるものであるところ、第1審判決は、単位の授与(認定)および専攻科修了の認定はいずれも司法審査の対象となりえないものであるとして被上告人〔X₇〕の右各請求にかかる訴えをすべて不適法として却下したのであるが、原判決〔第2審判決〕は、単位の授与(認定)は司法審査の対象となりえないものである(原審の右判断は、正当として是認することができる。最高裁昭和46年(行ツ)第52号昭和52年3月15日第3小法廷判決〔第1判決〕参照)けれども、専攻科修了の認定は司法審査の対象になるものと解すべきである(原審の右判断が正当であることは、前示のとおりである。)としたうえ、被上告人〔専攻科学生X₇〕の右各請求にかかる訴えを却下した第1審判決部分を全部取り消して本件を第1審裁

判所に差し戻した。しかしながら、原判決中、B請求およびその予備的請求であるC請求ないしF請求に関する部分は、正当として是認することができるが、A請求に関する部分は、次に述べるとおり、違法として破棄を免れないものというべきである。すなわち、単位の授与(認定)が司法審査の対象となりえないものである以上、単位授与、不授与未決定違法確認を求めるA請求にかかる訴えは不適法たるを免れないのであるから、第1審判決中右訴えを却下した部分は正当というべきであり、第1審判決中の右部分をも取り消した原判決は、その限度で違法というべきであるからである。それゆえ、論旨中これをいう部分は理由があるものというべく、原判決中A請求に関する部分は、これを破棄し、被上告人(X₇)の控訴を棄却すべきである。

よって、行政事件訴訟法第7条、民訴法408条1号、396条、384条、96条、89条、92条、93条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

〔第2判決の主文〕

「原判決主文第1項中被告の上告人富山大学経済学部長に対する第1次請求に関する部分を破棄する。

右破棄部分に関する被告の控訴を棄却する。
上告人らのその余の上告を棄却する。

〔次項略〕

4 富山地裁の和解勧告に基づく解決

最高裁判所の前述第2判決により、専攻科学生X₇の訴えについて、富山地方裁判所が実質審理を開始することになった。それは、大学がX₇専攻科修了を認めていないことが違法であるのか否かに関して、改めて双方が主張立証する裁判手続に入り、それが終わった後に法的判断を下されることを意味する。

差し戻し後の審理に入ると、富山地方裁判所は直ぐにX₇および大学の双方に対し、判決以外の方法で自主的に争いを解決するよう和解勧告をした。

経済学部教授会は、審議の結果、A教授がX₇に

示した採点評価をそのまま承認するのではなく、教授会が認める新たな成績評価によってX₇に単位を認定し、専攻科の修了を認める和解案を承認した。

上記の方法による和解が成立し、昭和53（1978）年3月2日、林勝次学長からX₇に専攻科修了証書が手渡された。

経済学部は、長かった大学紛争を收拾し学部教育を正常化させてすでに再建の道を歩んでいたが、最後に裁判所に係属していた訴訟問題がこれによって解決した。

第3節 日本海経済研究所の活動

本節では、北陸経済研究所から日本海経済研究所に名称および組織が一新された昭和48（1973）年から昭和55（1980）年までの日本海経済研究所の活動を概観する。

それまでの北陸経済研究所の活動は、北陸地域の経済社会一般の調査・研究に限定されていた。日本海経済研究所への名称変更は、対象地域を北陸地域に限定せず、日本海を挟んだ対岸地域の調査・研究もあわせて行うことが目的だったと考えられる。このような趣旨に添って、北陸経済研究所規程は廃止され、新しい富山大学日本海経済研究所規程が、昭和48年2月21日の第24回教授会で承認された。それを示す。

富山大学日本海経済研究所規程

- 第1条 本所は富山大学日本海経済研究所と称し、その事務所を富山大学経済学部内に置く。
- 第2条 本所は日本海沿岸地域を中心とする経済並びに社会一般に関する研究調査を行うことをもって目的とする。
- 第3条 本所は前条の目的を達成するために左の事業を行う。
1. 日本海沿岸地域の経済・産業・法律・その他社会に関する研究及び調査
 2. 前号に関する官庁、会社その他の依頼による研究及び調査
 3. 前2号に必要な資料の蒐集、整理及び保管

4. 研究及び調査の成果発表並びに刊行
5. その他本所の目的を達成するのに適当と認められる事業

第4条 本所に左の職員をおく。

所長1名。所員若干名。事務職員若干名。

第5条 所長は富山大学経済学部長とし、研究所の事業を統括する。

第6条 所員は富山大学経済学部教官とし、第3条の事業を実施する。

第7条 本所に所員会議を置く。所員会議は研究所の事業について協議決定する。

第8条 本所に運営委員会を置く。運営委員会は所長の委嘱する所員・並びに事務職員をもって構成する。

第9条 本所の年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第10条 本規程の改正は所員会議の決定による。

附則 この規程は昭和48年2月21日から施行する。

それまでの北陸経済研究所規定（548頁参照）と比較すると、名称の変更、対象地域の拡大、組織の簡略化（理事、評議員、監事を運営委員に一本化）が読みとれる。

さらに、それまで北陸経済研究所から発行されていた『北陸経済季報』、『北陸経済研究叢書』、『北研資料』は、新たに発行された『研究年報』、『日本海研究所資料』、『日海研資料』に引き継がれた。

昭和48年3月12日、日本海研究所運営委員会で、北陸地方と対岸諸国の調査研究を積み重ね、日本海経済研究所を文部省令に基づく研究所とする方針が「将来構想」として確認されている。

以上の他に、日本海経済研究所の運営について述べておかなければならないことは、経営短大教官の日海研事業への対等参加が認められたことであろう。その道をたどれば、昭和53（1978）年の第1回、第3回日海研運営委員会で、日本海研究所の研究計画募集の範囲を、経済学部教官から経営短大教官にまで拡大する方針が承認され、その方針を短大側および所員会議にはかることが確認された。7月17日、第4回運営委員会でさらに具体的な方針が了承された。それは

イ、短大教員の研究年報への単独執筆を認める。

ロ、運営委員会にオブザーバーとして短大側から1名の参加を認める。

ハ、短大教官の調査費は短大側で負担。

というものだった。この方針は7月26日の所員会議で承認され、短大教授会でも了承され、短大教官の日海研事業への参加が正式に認められた。

翌昭和54(1979)年6月27日の第1回所員会議では、経営短大教官の日海研事業への対等単独参加を認めること、つまり、これまでの運営委員会への短大側からのオブザーバー参加から、2名の運営委員の正式参加を認め、予算上の差も無くすということが審議され了承された。この方針に沿った日本海経済研究所規程の改正が、10月12日の第7回所員会議で承認され、10月18日には経営短期大学部教授会でも合意された。こうして、経営短期大学部教官の日海研事業への対等参加が実現した。

この時期の日本海経済研究所の調査研究活動で注目すべきもののひとつに、砺波の麻問屋神田家所蔵の経営史料の整理、編集、史料集発行事業が挙げられる。このプロジェクトの成果は、日本海経済研究所『麻問屋神田家勘定帳』(昭和53年、538頁)、

日本海経済研究所『続麻問屋神田家勘定帳』(昭和55年、335頁)、植村元覚『第一次大戦後不況期麻問屋の経営記録』(文献出版、昭和55年、433頁)として出版された。は明治3(1870)年から明治44(1911)年までの神田家の経営史料を収め、は明治45(1912)年から大正8(1919)年までの帳簿類を載せ、では大正9(1920)年から大正15(1926)年までの経営史料を扱っている。の出版費用は、神田家からの寄付にそのほとんどを依存し、のそれは文部省の出版助成、神田家からの寄付、富山県内企業からの寄付によって調達された。

この史料集編集作業を主に担った人たちは、次の人たちだった。2冊の史料集出版作業の企画運営と史料解題執筆は、新田隆信所長(学部長)、植村元覚所員が担当した。の編集に当たって、膨大な近代文書の解読作業は郷土史家高瀬保氏によって行われ、史料の整理は経済学部事務長成瀬正夫氏が尽力し、史料の筆写図表作成などは日海研の米原俊孝助手が担当した。は、郷土史家高野薫氏が近代文書

の解読支援、史料の筆写図表作成などは、と同様に日海研の米原俊孝助手が行った。は郷土史家高野薫氏、郷土史家道正弘氏が近代文書解読の支援をおこない、史料の筆写図表作成作業は、引き続き日海研の米原俊孝助手と、新たに参加した経済学部助手谷川(熊野)裕子助手が担った。なお、史料集刊行後、神田家文書を複写して原史料のコピーを日海研に保管することが事業として承認された。毎年少しずつ神田家から借用し、コピーを取り製本した。神田家文書全600冊をB4判255冊に整理完了したのは昭和62年度であった。このプロジェクトが日本海経済研究所運営委員会の審議を通過して始動したのは昭和50(1975)年だった。つまり、資料の整理開始から3冊目の資料集が出版されるまでに5年、さらに原史料の複写整理に7年の歳月を要したわけである。



神田家勘定帳



神田家文書のコピー

今一つの注目すべき業績は、富山県と経済企画庁の委託でおこなった北陸地方、特に富山県における食肉の流通と価格形成の実体の調査事業であろう。その成果が、富山県『食肉の流通と価格形成実態調査報告書』(1974年)である。本書の編別構成および執筆者は次の通り。

序 章	植村元覚
第 1 章 富山県における畜産経営の現状と 問題点	小松和生
第 2 章 富山県における食肉流通・価格形成 の現状と問題点	小原久治
第 3 章 卸・小売業の実体と問題点	瀧 好英
第 4 章 食肉に関する消費者の動向	若山浩司
第 5 章 総括	植村元覚

本書は、第一次石油危機以降の物価騰貴という状況を反映して企画され委託されたと考えられるが、富山県における食肉流通の複雑さ（「前近代性」）にその食肉価格上昇の原因を求めていると思われる。富山県での豚肉・牛肉の生産・流通・消費についてかなり踏み込んだ分析が行われており、評価されるべきであろう。

第 4 節 創立50周年記念事業

創立50周年記念祝典

懸案の第2学科（経営学科）は、昭和49年度より入学生を迎え、学部学生の1学年定員も160人から240人に増大し、学部の雰囲気も一段と明るさを加えた。その年の9月15日を期し富山大学経済学部（旧制高岡高商）創立50周年記念のプログラムが幕を切って落とされた。

前年より砂土井越嶺会長を中心に友杉・吉原両教官が学部を代表して準備を進め、高商各回の幹事を始め、学部の主な卒業生有志の間でも、緊密な連携の下に、用意が整えられて行ったのである。

地元紙の「北日本新聞」と「富山新聞」は、この歴史の栄光をたたえて大々的に報道し、中央各紙の地方版も簡素な表現に同様の趣旨を託した。たとえば昭和49（1974）年9月14日付の北日本紙は2ページにわたり、「高陵の園に集いし青春の哀歓をいまに」と題し、国立富山大学経済学部、官立高岡高商の創立50周年を特集した。さらに、後援会、式典、パーティーの明細をつたえ、以下3氏のあいさつ文を掲げている。それらを次に示す。

ごあいさつ

大会長 堀 健治
創校50周年の寿日を迎え、一言ご挨拶申し上げます。

顧みますと、官立高岡高等商業学校は、大正13年9月、経国済民を理念に、新進気鋭の学理の府として北国の商都高岡に設立が決定され、翌年4月開校されたのでございます。以来50年、その間の風雪は、経専への改称や工専への転身等、幾多の曲折を余儀なくいたしました。盤根錯節の間に培った強靱な建学の精神は富大文理学部経済学科、更には富山大学経済学部にと受け継がれてまいり、今日では五福の総合キャンパスに咲き誇り、また6千校友の心に燎原の火の如く燃えさかっているでございます。

50周年の佳辰を、本学発展の飛翔点といたすべく、一層ご支援賜りますようお願い申し上げます。



砂土居越嶺会長あいさつ

ごあいさつ

越嶺会長 砂土居 行雄

越嶺会員のみなさん。私達の母校が創立50周年を迎え、発祥の地高岡において記念大会を開催する運びになりました。官立高岡高商から経専へ、富大経済学科としての復活から経済学部の昇格、さらに経営短大の付設と、制度やキャンパスの移り変わりはありましたが、その底流において官立高岡高商以来の伝統が受け継がれております。

この記念大会を通じて、先輩と後輩との一体感がさらに強まり、会員相互が友愛と親睦を深め、力を結集して母校の発展に寄与することができ

ば、私達の喜びこれに過ぐるものではありません。
ご参会をお待ちしています。

50周年の慶典に寄せる

富山大学経済学部長 新田 隆信

高岡市に官立の第13高商が設けられたのは、ちょうど五昔を遡る大正13年のことである。いらい教授陣に新進気鋭の学究をあつめ、戦前における専門学校の雄として輝かしい歴史と伝統を築いた。それが戦後、新制大学として蘇り、富山大学経済学部の今日を支えている。来る9月15日には晴れの50周年記念式典、その前日にも同じ記念公開学術講演会が催される。天の祝福というべきか。

大学の生命は正しい学部自治に養われる。学部は2学科編成に立ち、更に将来の発展計画を進めている。学問的水準を高め教育的精神を深め、より明るい明日を日指して理想に勇みたいと思う。

研究と教育の条件は益々改善される必要がある。越嶺会を始め地域社会の各層から注がれるご好意はまことに感謝にたえない。この機会にあつくお礼申し上げたい。

式典開催前日の9月14日には、富山会場を富山市の商工会議所ビル大ホールに設定し、記念学術講演会が開催された。それは午後1時より始まった。まず高田源清教授（高商第3回）から「占領レールのつけかえ」と題する講演が行われた。在學生に市民を交えた聴衆が堂に溢れた。その要旨は次のごとくであった。

占領レールのつけかえ

九州大学名誉教授 高田 源清

（講演要旨）

1. 第二次大戦の敗戦によって日本は連合国に占領されるに至ったが、武装解除として陸海空軍が解体されたほかに、軍需生産力の粉碎を意図して、900にのぼる軍需工場の賠償指定、財閥解体、独占企業の分断という政策がとられた点に特徴があった。同時に日独伊の全体主義・国家主義に代え、英米の民主主義・国際主義の路線がとられ、行政面では中央主権主義を破棄して地方分権主義をうたい、労働運動に対しては抑制策から育成助

長策へと切替えられた。これらの政策には、日本の将来あるいは日本国民の福祉のためという大義名分が唱えられていたけれども、占領国側の国益が考慮されていた点を見落してはならない。その後、米ソの対立、朝鮮動乱の勃発等国際情勢の変化に伴って、占領政策のいくつかが中止ないし修正された。経済面では、企業の団体行動を規制した事業者団体法が昭和28年に廃止され、独禁法の制限は大幅に緩和された。今日では、戦前よりも強力な財閥が出現している。地方分権主義は、3割自治と呼ばれるほどに手直しを受け、自治体警察よりも強力な国家警察が組織された。

2. ところが、他の分野は、戦後30年を経た今日、なお占領レールの上に乗ったまま、次のように由々しい問題を残している。ア思想面では、日本道徳の支柱であった忠孝精神のうち、忠に関しては天皇制を存続したが、孝に関しては民法および戸籍法を改正して家中心の思想を否定し、夫婦中心の原理に改めた。必然的な流れとは思うものの、マスコミを中心としてオス・メスの結合を強調しているのは問題である。結合定量の法則から言っても、これでは民族的結合・国家的結合の精神が薄弱になる。また、現実社会に適合できない観念的なマルクス主義思想が旧態依然として跳梁しているのは、日本特有の現象であろう。イ労働運動は、占領政策の路線以上に突っ走っている。企業倒産を顧慮しない賃上げ要求は、労組エゴイズムにほかならない。消費者の利益擁護というスローガンに、どれほどの真実性があるか。西ドイツの労働者には西ドイツ国民としての自覚があるが、我が国の労働運動には国籍がない。国内での努力を怠って直ぐILOに提訴する態度は、指導力不足を暴露するものである。ウ教育面でも、国籍喪失の状況を慨嘆せざるをえない。日本国民の幸福は、日本国民自身が築かねばならない。ソ連も中共も国家主義であるのに、日本のジャーナリズムはこのことを報道しなかった。日本では国旗掲揚に反対の意見があるけれども、世界各国とも日本代表の訪問に対しては日の丸を掲げて歓迎し、日本国旗に敬意を表している。国旗を尊重しない国が日本以外にあるだろうか。エ真の民主主義は、他人の人格を尊重するものである。他人の

立場を無視するエゴイズムが横行しては、社会の秩序は維持されない。憎悪と不信が充満している日本の現状を反省しなければならない。

3. 私は、なおいくつかの点で反省を求めたい。

親子関係について、私は最近の育児方針に疑問をもち、母親たるもの自分の乳房を含ませて子を育てるべきであると提唱してきた。授乳を通じて、断ち難い母子の愛情が生まれ、権力や財力のない母親を敬慕する気持が芽生え、子に棄てられる母の嘆きが減少するであろう。大人はヤングに甘すぎる。意見を聞くことと野放しにすることは別であるが、マスコミはじめ各方面とも、ヤングの無責任な発言や行動をたしなめることなく、かえってこれに迎合し英雄扱いしたりしている。われわれは日本の美点を再発見しなければならない。外国については表面的な美装部分しか紹介されないが、モスクワの中心にも貧民窟まがいの所がある。日本は世界でも素晴らしい国であることを再認識して、良いものを取り戻す努力をしよう。最後に、学校の先生方をもっと激励して日本国籍のある教育を回復することを皆さんとともに達成したい。

ついで午後2時半より、篠原三代平教授（高商第13回）が「インフレーションの解明」という演題で大要以下のような講演を行った。



篠原三代平教授講演会

インフレーションの解明

成蹊大学教授 篠原 三代平

（講演要旨）

1. 現在のわが国のインフレは、単なる通貨の膨張という説明ではすまされない悪性インフレであり、戦後世界で最高のインフレ・テンポを見ているが、その背景として、次の3点を指摘することができる。日本経済の体質変化。日本経済は、戦後、労働力過剰の後進国型から労働力不足の先進国型に移行して、賃金の上昇率が急速に伸び、需要が増大している。加えて、外貨準備高が多く、過剰流動性（カネのだぶつき現象）がみられ、政府が積極財政政策をとれば直ぐインフレになるというインフレ過敏症の経済に変質していた。

政策上のミス。ニクソン・ショック以後は、政策ミスの連続であったともいえる。私は、昭和44年に当時円切上げの状況にあること、日本経済のためには円切上げが必須であることを主張したが聞き入れられなかった。カナダは早くから変動為替相場制を採用していたのに比べ、日本では、1ドル360円の為替レートを固定することが経済の安定をもたらす、という考えがミスリードした。さらに、政治的圧力がこれに拍車を掛けた。選挙対策のため、公定歩合を引き上げるべきときにこれを引下げてインフレ刺戟策がとられたし、政治的配慮から大型予算を組んで、インフレを起しながら国際収支の黒字を減らす政策がとられた。国際資源インフレ。日本経済は目下世界的インフレの渦中にある。世界インフレは、オイル・ショック、すなわち、アラブ石油産出国の政策変更という偶発的事件にのみその原因を求められるものでなく、経済的必然性に基づくものである。戦後の30年間に、世界各国の経済が、戦前の3倍の成長を続けてきたため、世界は今や資源のカベに突き当たった。資源不足状況から景気の転換がもたらされたわけである。

2. 以上のうち、は世界共通の問題であるが、は日本特有の問題である。では、悪性インフレの対策として、何をなすべきか。

第1に、総需要抑制策をとる必要がある。オーバー・キル政策を続けることによってインフレ・マインドを国民および企業から喪失せしめなければ

ば、インフレは止らない。この政策も早目に発動させることが肝要であり、私はその旨主張していたが（「現代インフレーションと安定恐慌」東洋経済）実施が半年位遅れてしまった。現在程度の引締め策はなお堅持すべきである。

第2に、全面的な物価スライド方式はとるべきでない。部分的な物価スライド方式は社会的公正の是正のため必要であるが、物価指数の上昇に合わせてすべてをスライドさせるというインデクセーションは、インフレの発散になっても収束にはならない。

第3に、所得政策は、肌理（きめ）細かく分けて考えるべきである。ガイド・ライン方式、すなわち、政府が賃上げ幅の日安をアド・バールンとして掲げ、マスコミ等を利用して間接的に訴える方式は、過去の実績からみて実効性に乏しい。

物価・賃金の凍結策は、短期的に効果をあげても、長期的にみると、市場・価格メカニズムの機能を阻害するので、国民経済にマイナスである。

春闘の中央交渉の場に政府代表が出て、国民経済全体のために適切な賃金を提示する政府介入方式を提案したい。これも1つの所得政策と考えてよいが、その前提として、過去の財政政策・金融政策を改め、高度成長から低成長・安定成長に軌道修正することが必要である。現在の引締め基調をなお維持し企業利潤が低下した状況のもとで、賃金抑制策を主張することができる。労組も企業も安定政策に適応した態度をとるべきで、関係者は日本経済がこのような曲り角にあることを認識しなければならない。

翌9月15日に記念式典が開催された。午後2時ころになると記念式典の会場だった高岡市の商工ビル大ホールは、越嶺会員によってほぼ埋め尽くされた。この日、参加者は約1,200人に上り、来賓として、県内より中田幸吉富山県知事、県出身の橘直治、吉田実両参議院議員、片岡清一、綿貫民輔、佐野憲治の各衆議院議員、竹平政太郎高岡商工会議所会頭、県外からは文部省を代表して文部大臣代理の吉川孔敏視学官、国立大学長を代表して芦田淳名古屋大学長、国立大学経済学部長を代表し山瀬善一神戸大学経済学部長および小倉栄一郎滋賀大学経済学部長を

迎えたのであった。午後2時30分の開会時には、参加者が大ホールに満ちていた。

式典は次の順序で進められた。

1、開 会 宣 言

（宮田松太郎越嶺会関東支部長）

1、君 が 代

1、開 会 の 辞 （砂土居行雄越嶺会会長）

1、物故者追悼のための黙禱

1、大 会 長 挨 拶 （堀健治大会長）

1、経済学部長挨拶 （新田隆信学部長）

1、祝 辞

文 部 大 臣

（奥野誠亮文相 - 代読：吉川孔敏視学官）

富 山 県 知 事 （中田幸吉知事）

来 賓 代 表 （橘直治参議院議員）

恩 師 代 表 （小寺廉吉先生）

1、祝 電 披 露

1、記 念 事 業 発 表

1、閉 会 の 辞 （河合健二越嶺会前会長）

1、高岡高等商業学校校歌合唱

1、富山大学歌演奏

1、閉 会 宣 言

（山川俊介越嶺会関西支部長）

大会長挨拶

本日ここに富山大学経済学部（旧制高岡高等商業学校）の創校50周年記念大会を挙行いたしましたところ、来賓各位を始め、歴代諸先生方数多く臨席を賜り、



堀大会長あいさつ

また同窓の皆様遠路

馳せ参じてくださりまして、この大会を心から謳歌しえますことは、洵に欣びに堪えません。

各位に対し、衷心感謝の念を捧げる次第でございます。

初て創校50年の歩みを顧みますと、官立高岡高等商業学校は、経国済民を理念とした新進気鋭の学理の府として、大正14年4月、北陸の商都高岡

に、300年の伝統連綿たるこの雄都に、呱呱の声をあげたのでございます。

以来50年、半世紀にわたる風雪は、経済専門学校への改称や、或いは工業専門学校への転換による断層等、幾多の曲折を余儀なくいたしました。盤根錯節を克服する強靱な建学の精神は、新生富山大学文理学部に経済学科として再び開花し、更に翹望措く能わざりし経済学部独立へと連なっていく。志貴野原頭の老松に今はよるべなけれども、質実剛健、醇厚真摯、和衷協同の校風は、清新澆刺の正気をつたえ、五福原頭の総合キャンパスへと受け継がれてまいりました。

惟えば遠く大正に端を発した高岡高商創校の精神は、50年の苦難を経るも些かの揺るぎだになく、力強く現代に呼応しているのであり、今日では経済・経営の2学科と経営短期大学を擁する堂々の陣容と化して絢爛と咲き誇り、7千校友の胸裡に燎原の火の如く燃え熾って、夫々各界に輝かしい実績をうち樹てる原動力を成し来っているのでございます。

斯くの如く50年の栄光の跡を尋ね、またシュトゥルム・ウント・ドランク（疾風怒濤）の青春の彼方に想い至りますと、万感交々尽くし難いものがあります。とりわけこの50年の約半数に及ぶ長い年月にわたり、我等が高商生誕の地たるこの高岡の市政を担当し、母校の変遷に直接関与いたすことも再三に及びました。それだけ私にとりましては、一入胸に迫りくるものがございます。

この度の記念祝賀大会の開催は、数年来より本学関係者一団の悲願となっておりましたが、昭和47年度越嶺会総会において正式決定をみて以来、各支部代表による実行委員会の開催を経て、滋に意義深い本日を迎え、盛大に式典を挙げるに至りました。この間、大学当局を始め、校友各位の並々ならぬご尽力、ご支援のありましたことは、今更申しあげるまでもございませぬ。唯々厚くお礼申しあげるばかりでございます。

どうかこの記念大会にあたって、今一度青春に立ち戻り、心ゆくまで創校50周年の慶事を、謳歌楽育して頂きたいと存じます。

さりながらこの記念大会は、徒らに過去を追慕する祭典にとどめるべきではございません。温故

知新、今あることの歴史的存在に確証を与えとともに、更に大いなる可能性に向けての飛翔点であるべきことを提唱し、大会開催のご挨拶といたします。各位におかれましても一層本学部発展のために、ご支援ご尽力を賜りますよう、心からお願い申しあげる次第でございます。

昭和49年9月15日

大会長 高商第1回生 堀 健治



新田学部長あいさつ

経済学部長挨拶

本日ここに本学部の創立50周年を寿ぐ式典を挙げるに当り半世紀を明暗に彩った幾変遷の跡をしのび、貫かれた正義と公道のゆえに歴史の審判を畏れつつ至大な摂理の軌跡を仰瞻するのみであります。

前身校の高岡高等商業学校いらい6千有余を数える卒業生各位は、産業界を中心として様々の職域に活躍されており、そのことが時に、母校の名誉と信望を高めて下さるのを、心より感謝し且つ祝福いたすものでございます。また第13高商たる旧制高岡高商は、質実剛健・醇厚真摯・和衷協同の3徳目を校訓に掲げ高邁な学風を築きましたが、本学部もその精神を継承すると共に、健全な創造的気風と重厚な伝統的精華を発揚して、水準の高い高等教育の学府たる負託に応えて参る所存でございます。

本学部は懸案の第2学科（経営学科）を、各位の御支援により達成いたしました。更に明るい明日を旨として、第3学科と大学院の構想を、学部拡充計画の眼目に据え、いっそう研究と教育の本務にはげみ、有為な卒業生を世に送るべく、最善の努力を傾けたいと決意しております。

本日の佳典に際し、全国各地より本学部の原

点かつ発祥の地たる高岡に参集せられた来賓・旧師・同窓の各位の、斯くも数多き御光臨を亦なき光栄と感激しつつ、主催者の一員としてひとこと御挨拶申し上げます。

昭和49年9月15日

富山大学経済学部長 新田隆信

祝 辞

本日、ここに富山大学経済学部創立50周年記念式が挙行されるに当たりひとことお祝いの言葉を申し上げます。

本学部は大正13年9月高岡高等商業学校として設置され、その後幾多の変遷を経て現在の隆盛をみるにいたったのでありますが、その間多数の有為の人材を輩出し我が国における経済学の発達と社会の発展興隆に寄与した業績は、まことに顕著なものがあります。このような長い歴史と伝統のもとに本日創立50周年記念式が挙行されますことは、まことによるこばしく歴代校長並びに学部長はじめ関係者各位のたゆみない努力のあとをしのび、深く敬意を表するものであります。

近年社会経済の発展に伴い、大学に対する社会各界の期待はまことに大なるものがありますが、現在の大学制度が現代社会の多様な要請に応えその機能を十分に発揮してゆくためには、多くの改善を要する点があると指摘されているところであります。

経済学の分野においてもその果たすべき使命は重且つ大となっておりますが、与えられた多くの課題にとりくみ改革を進めるに当たって何より肝要なことは大学人のこれに対する積極的な意欲と関係者の協力とであります。幸い本学におかれてもこの困難な課題にとりくみ改革への着実な努力を続けておられると伺っております。激動する社会にあって本学部が建学の精神に則り常にその真価を十分に発揮して教育研究の実を挙げられますよう、関係者各位の今後のいっそうの御研鑽と御尽力とを切に希望するものであります。

ここに50年の光輝ある業績をたたえ将来の御発展を祈りお祝い言葉といたします。

昭和49年9月15日

文部大臣 奥野 誠亮（吉川視学官代読）

祝 辞

本日、ここに富山大学経済学部創立50周年の記念式典を挙げられるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

御案内のとおり、旧制高岡高等商業学校は大正13年9月25日勅令によって全国で第13番目の高商として設立をみたものでありまして、当時の射水郡下関村に校地を決定、約半年間の準備期間を経て、翌年4月より開校しております。

以来同校は裏日本唯一の高商として、県内外の青少年に進学向上の最良の機会を与え、優れた人材の養成輩出に大いに貢献されました。

しかしながら、戦時には高岡経済専門学校、工業専門学校と改称され、さらに戦後は富山大学文理学部内におかれた経済学科から昭和28年に経済学都へと昇格したものであります。

戦争という異常事態が招いたこととはいえ、こうした幾多の変遷にもかかわらず常に高邁な学風を維持され、輝かしい伝統のもとに約7千名に及ぶ卒業生が輩出し、経済界を始め、各分野において重責をにない、活躍されておられますことは、誠に御同慶に堪えない次第であります。

これら卒業生の方々は、越嶺会を結成され、先輩、後輩一致協力して旧制高岡高商の輝かしい伝統を継承され、創立50周年を迎えられたわけでありまして、この不断の御努力に対し、深甚の敬意を表する次第であります。申し上げるまでもなく、我国の将来は、心身ともに壮健な青少年の育成にあります。県といたしましても、昨年策定をみました「住みよい富山県をつくる総合計画」に基づき、国の施策と相呼応して、高等教育関係諸条件の整備につとめてきているところであります。

幸にして関係方面の御尽力により、経済学部経営学科の増設があり、また国立医科薬科大学開学の準備も着々と進められております。今後県民の高等教育への志向にお応えできるよう、一層努力してまいりたいと存じております。

その意味でも、本日、ここに御参集の皆様はもとより、関係各位の温かい御協力、御尽力によりまして、旧制高岡高商を母体とする富山大学経済学部が一層の御発展を遂げられますようお祈りい

たしまして祝辞といたします。

昭和49年9月15日

富山県知事 中田幸吉

これらの祝辞に続き、来賓を代表して参議院議員橋直治氏、さらに恩師の代表として小寺廉吉教授より、それぞれ祝賀が述べられ、祝電が披露され、記念事業が発表された。

記念事業の第1は『富山大学経済学部50年史』の刊行であり、第2は記念碑建立と高岡高商門柱の復元(何れも五福キャンパス経済学部校舎の中庭予定)であり、第3は50周年記念図書の寄贈であり、第4は五福キャンパスの緑化事業であった。

緑化事業は高商第7回岡田正氏単独の事業であり、50周年を讃えて富山大学キャンパスに記念植樹を贈呈したものである。その目録贈呈が岡田氏より林学長にたいし行われた。その内容を以下に示す。

- 1、櫻、高さ6m以上、約30本
- 1、すずかけ・銀杏高さ3～4m、約200本
- 1、植樹時期 昭和50年3月～5月
- 1、植樹場所 大学当局と打ち合わせの上
- 1、管 理 植樹後3カ年間岡田氏にて負担

閉会の辞が河合前会長から述べられ、高岡高商校歌が合唱され、さらに富山大学歌の演奏が行われ、山川関西支部長による閉会宣言で式典の幕を閉じた。

式典にひきつづき高岡農協会館(商工ビルと道を隔てて隣接)を会場として、元高岡高商教授・元富大経済学部長の大熊信行氏により「明治の人間が思うこと、考えること」という講演が行われた。それを以下に示す。

明治の人間が思うこと、考えること

(講演要旨)

1、世の中で一番変わったことといえば、男女関係であろう。男女の風俗が変わって服装や外見から男女の区別ができなくなったというだけにとどまらず、男女の隔たり・仕切りまで無くなった感じがする。しかも、西洋に比べて、男女関係が自由になり過ぎたと思う。西洋では、今でも女性のひとり歩きは戒められ、男は女に道を尋ねるべきで

なく、女は見知らぬ男に対して答えるべきでないと考えられており、男女間には敷居が存在している。戦後の日本にはそれがない。だから、男女関係は、西洋化したというより、日本独特の崩れ方をして悪い方向に変わったといえる。

2、次に、社会道徳が失われてしまった。日本はタテ社会だが、西洋はタテの関係もあるけれどもヨコの関係の方が強く、人間の社会は一つであるという意識がもたれている。欧米人の考え方は、飛行機事故で倒れている婦人が救護班に自分よりも重傷者の看護を頼むというシーンや、応召した米国学生が兵役拒否についての質問に対し、「自分が拒否したら、結局他の人が行かねばならないだろう」と答えた事例にみられるように、不特定多数の自分以外の人達のことを配慮している。日本では、民主主義を履き違えて、自分のことしか考えない。昔は子供のいたずらに対し、親でなくても近所の大人がこれを叱った。いつの間にかこのような関係がなくなっている。

3、また、礼儀作法を軽視し、礼儀をわきまぬ人種が増えた。「日本人は礼儀正しい」というのが明治維新後、われわれの先輩が欧米人に与えた印象であった。ところが、今日では、平然と食堂車内で着帽している男性や、廊下で唾を吐く学生をよく見掛ける。これには、履物を履く場所のすべてを室内と考えない、という日本の「土足文化」に起因するところもあるだろう。礼儀作法は、中世の騎士道や小笠原流を考えてもわかるとおり、騎士・紳士・武士のものとして発達してきたものであって、女だけのものではない。民主主義社会においては、君臣関係を基本とする主従関係は無くなるけれ



大熊信行教授講演会

ども、人間の活動が組織的に行われる所には必ず上下関係がある。そして、この上下関係を円滑にするのが礼儀作法である。今からでも遅くはないので、これを喧しく注意していこうと思う。

4、結びに、固い政治的な話になるが、私は今でも、日本は経済大国といわれているが独立国ではないと考えている。自衛隊の生みの親はアメリカであり、いざという時の命令系は、アメリカが握るだろう。だから、北方領土は返還されるはずがない。ソ連の立場から見直してみれば問題の意義がわかる。沖縄が返還されたといっても、沖縄を返還された日本列島そのものがアメリカの軍事基地になっている。国際政治の問題について、われわれはもっと大人にならなければいけない。明治の人間は、大正・昭和の人間よりも、国の独立について感覚が鋭敏であるようだ。

大熊教授の講演が終わり、記念パーティーが再び商工ビルの2階大ホールで開催された。それは以下の順序で行われた。

1、開 会 挨 拶

(志甫津辰一越嶺会石川支部長)

1、越嶺会長挨拶 (砂土居行雄会長)

1、富山大学長・富山大学経営短期大学部学長挨拶 (林勝次学長)

1、高岡市長歓迎挨拶 (堀健治市長)

1、高岡商工会議所会頭歓迎挨拶 (竹平政太郎会頭)

1、恩師代表挨拶 (土生滋穂先生)

1、在外代表挨拶

1、高岡高等商業学校校歌合唱 (リーダー：岡野嘉平越嶺会関東事務局長)

1、乾 杯 (音頭：吉田実参議院議員)

1、祝 宴
桐木町芸妓おどり・おわら節・むぎや節・伏木帆柱おこし・その他

1、万 歳 三 唱

来 賓 万 才 (堀大会長)

恩 師 万 才 (野村憲一元会長)

母 校 万 才 (徳田道雄元会長)

越 嶺 会 万 才 (林学長)

1、閉 会 挨 拶

(堀江四郎越嶺会中京支部長)

以上の中で高岡商工会議所会頭による歓迎挨拶を紹介する。

歓迎のあいさつ

富山大学経済学部並びに、旧制高岡高等商業学校の創立50周年記念式に際しまして、一言歓迎のご挨拶を申し上げますことは、私の最も喜びとする所であります。

さて旧制高岡高商は、大正13年9月25日、全国第13番目の官立高等商業学校として創立されて以来、茲に満50周年の歳月を経られた次第であります。

その間、高岡高等商業学校から高岡経済専門学校へと移り変わり、一時は高等工業専門学校による若干の断層を余儀なくされたものの、昭和28年に富山大学経済学部へと昇格され、今日に至っております事は、御同慶にたえません。校舎も高岡の志貴野から富山市の蓮町へ、更に現五福キャンパスへと変遷しておりますが、本日お集まりの方々も、遠い昔を想いおこされますと共に、感慨深いものがあると存じます。

この間、同窓生の方々も7千に垂んとされ、北陸の土壌で育った誠実と粘り強さを身上として、各界各方面に敏腕を発揮しておられる事を承っており、慶賀の至りと存じます。

このときに当り、皆様方には母校の50周年を記念し、母校の発祥の地高岡において祝典を催されました事は、極めて意義深いものがあります。現在当高岡市も日本海側随一の産業都市として発展いたしております。

どうぞ今後とも皆様には、各界各方面において益々御活躍なされ、母校の名声を高められんことを祈念致しまして、歓迎のご挨拶といたします。

昭和49年9月15日

高岡商工会議所会頭 竹平 政太郎

竹平会頭の辞につき、恩師代表の土生滋穂先生から母校復活への血の滲むような労苦に言及され、今日を寿ぐ感銘が語られた。

在外代表には韓国の金周賢博士が予定されていた

が、ピザのおくれで祝会に間に合わなかった。

つぎに岡野嘉平氏（高商第4回）のリードで、高岡高商校歌「黎明告ぐる鐘の音に」の大合唱となった。ひとしきりの歓声をおさめ、吉田実氏（前知事、参議院議員）より乾杯の音頭があり、格調の高い教育観が披歴された。いよいよ祝宴は最高潮に達し、桐木町の芸妓による舞踊、民謡おわら節、むぎや節、伏木帆柱おこしなどに、往年の高商生活を回想した。

最後に万歳三唱となり、堀大会長が来賓各位のため、野村初代越嶺会長が恩師諸先生のため、徳田第2代越嶺会長が母校のため、林学長が越嶺会のため、いずれも声高らかに万歳を唱えた。こうして式典は、漸く閉幕となったのである。

50周年記念論文集

越嶺会の記念行事と平行し、学部でも短大と共同で創立50周年記念論文集を編集した。50年の沿革をふりかえる巻頭の辞とともに、同論文集は次の題目から成っている。

巻頭の辞	新田隆信
経済学	
経済政策の「基本目的」について	小原久殆
幕末・維新期の農民層分解をめぐる 若干の覚書(2)	小松和生
マーシャルの代表的企業概念導入の 事情について	坂口正志
寡占市場における競争と協調	瀬岡吉彦
経済統計における因子分析法の利用(2)	瀧好英
膳本所有の法的保護の問題に関する覚書	武暢夫
不確定な埋蔵量をもつ資源の経済的考察	増田信彦
経営学	
情報と意思決定	角田勝
企業経営における社会的責任 その位置づけと対応の方向	西門正巳
法学	
現代「左翼」共産主義の革新自治体論	大谷明夫
インドの組合承認問題(1)	香川孝三
建築請負契約と所有権の取得	吉原節夫

社会学

人間の理性と自由 石瀬秀治

学部は大学紛争を收拾し、再建過程について間もないため、いまだ執筆に若干の困難をとどめる状況もあって、スタッフ全員の参加には及んでいない。新田学部長の「巻頭の辞」によって、この記念論文集を50周年記念と銘うつ歴史的事情が明らかにされているので、それを以下に示す。

巻頭の辞

昭和49年9月15日、富山大学経済学部は創立50周年を寿いで記念式典を催した。慶事を祝賀する人士は来たり集うて満堂立錫の余地もなく、半世紀の険路を歩み貫いた歴史を回顧し、明日への展望をこめて、学部の今日を祝福した。その記念行事の一環として、この論集記念号は編まれている。

本学部はその創立を前身校の高岡高等商業学校の発祥に負っている。すなわち大正13年9月25日の勅令第222号で設立された、高岡高商の後身校として、その道統を継承し、創造的発展を目指す本学部の営為は、歴史的伝統に立つ学部自治の由緒を物語る消息でもある。

顧みれば戦前の官立高商は13校を数え、そのうち2校は夙に大学昇格を遂げ、1校は戦後に及んで新制大学発足以前に既存大学の一学部に変更された。爾余の10校が昭和24年5月31日の法律第150号により、新制大学の班に伍し、現在に至るまでの歴史を綴り、戦後における高等教育機関の雄として文運の進展に寄与している。すなわち東京高商（明治35年4月1日設立・大正9年4月1日大学昇格）、神戸高商（明治35年3月27日設立・昭和4年4月1日大学昇格）、名古屋高商（大正9年11月26日設立・昭和23年9月14日名古屋大学法経学部に昇格）の3高商は戦前の学校体系に即し専門学校から大学へ昇格したのに対し、山口高商（明治38年2月24日設立）、長崎高商（明治38年3月28日設立）及び小樽高商（明治43年3月27日設立）はその古い沿革にも拘らず諸般の事情から専門学校のまま推移した。第一次大戦後の社会的需要に応じて高等教育機関の画期的な増設と拡充が行われ、その際に高等商業学校7校も新設されることこな

った。文部省の資料によると、横浜・福島・彦根・和歌山・高岡・高松・大分の順になっているが、実際の設立年月日順に並べ直すとすれば、福島高商（大正10年12月9日）、大分高商（大正10年12月10日）、彦根高商（大正11年10月21日）、和歌山高商（大正11年10月21日）、横浜高商（大正12年12月11日）、高松高商（大正12年12月11日）、高岡高商（大正13年9月25日）の順となる。これについては第41帝国議会で大正8年度の追加予算によって高等諸学校の創設及び拡張の費用を捻出する案件を審議した際、4,450万円の財源を充当し、その内訳を御下賜金1,000万円と借入金3,450万円に求めている。かつ後者は寄付財源を歓迎し、とくに富豪からの寄付を期待し、寄付があればそれだけ借入金や公債が減額されるとしている。また府県債を承認せず市町債もなるべく辞退する方向を示し、専ら民間の寄付を希望しているのも注目に値しよう。そこで上掲高商の開設年も寄付金の調達状況などによって具体的に決定されて行ったものと解される。

この大正8年度の追加予算可決の結果、既設の高等教育機関29校にあわせ、第40回帝国議会で議決された10校（高等学校4、専門学校6）、大正8年度の総予算で認められた4校（高等学校3、専門学校1）を加え、この追加予算による新設の72校に及ぶ官立の高等教育機関を擁することになった。その暁は13,000人の合格者を3万余の受験者から収容でき、私立の64校が14,000の受験者中7,000人を選ぶのと併せ、2万人の青年学徒に高等教育を授ける体制を整えることになると説明されている。今日から見ればなお隔世の観もあるが、当時の人口は5,000万であるし、明治新政府の学制頒布から半世紀を経て高等教育の躍進を実現しえたことは国力の伸張を反映するものであった。新設の29校はすべて高等学校および専門諸学校であるが（高等商業学校7校のほか、高等学校10校、高等農林学校4校、高等工業学校6校、薬学専門学校1校、外国語学校1校）これに2,500万円が見込まれ、さらに既設学校の拡張計画として4帝国大学に学部新設、6専門学校の大学昇格が含まれ、その所要経費に1,500万円が充てられている。そのほか、教官養成費に450万円が計上され、総枠で掲掲の

4,450万円に達する。

商工業の興隆に照応し、官立高商13校の内2校は大学に改まり、他の諸校もそれぞれ「高等の学術技法を教授する学校」（明治36年の専門学校令参照）の本義に立って教育と研究に専念しつつ発展を続けていった。ところが第二次大戦に突入した我国の戦時文教は次第に統制を強化し、昭和19年2月には勅令を以て上記13校とも「商」の字を忌諱する類の校称変更を強要された。これは戦局の困難を示す指標でもあった。更に悲劇的受難として彦根・和歌山・高岡の3高商が工専に強制転換せしめられたことを挙げるであろう。予算に乏しく資材も払底した戦末の窮乏期に、いかに校地・校舎・校員のあればとて工業の高等教育を施すのは至難のわざであった。戦況はついに利あらず、転換より1年半をまつことなく無条件降伏によって干戈をおさめる事態となった。占領下の戦後処理わけても文教の復興は挙国の関心の的であった。

占領軍の日本管理は、庶民の民主的再編成を主眼におし進められた。学制の改革と新制大学の新しい誕生となった。転換3校のうち彦根・和歌山の両校は戦後程なく経専の復活に成功し、のち新制大学に引き継がれた。高岡の場合は工業立県の地域的要請との関連で難航を重ねたが、関係者による堅忍不撓の努力は遂に新制大学の発足を機に、高岡高商の遺産を承継する経済学科が富山大学文理学部に設けられた。ここに復活の名分は陽の目を見、やがて事理の自然に従って昭和28年には法律第88号を以て早くも独立学部が形成された。特筆されるべきは、愛校心に奮い立つ高岡高商関係者の無私の献身であった。前記10高商の後身たる新制大学経済学部の地歩に顧み本学部は系譜を同じくする国立10大学のひとつとして他との交流と提携をあつくし、大学の原点にたつて邦家社会と学会への貢献を志向しつつある。

創立50年におよぶ軌跡は多難であったが、希望に勇む歩みでもあった。いまや大学の量的急膨張の現実を前に、大学の再改革と整備充実の時代的課題が改めて問われつつあるとき、我々は責務の重さを自覚する。

今ここに富大経済論集の創立50周年記念号を刊行しうることは一人の悦びである。恰かも本年は、

紛争の故に遅れていた懸案の第2学科即ち経営学科が正式にスタートし、50周年の栄耀をいやが上にも高める趣がある。なお本学部の機関誌としては、前身校の高岡高商が『研究論集』と題する学術誌を発行し、諸先輩による清新気鋭な研究成果が世に送られ、大学となって以来、『富大経済論集』ないし『富大紀要・経済学部論集』の名で論文集が編纂され、現在は前者に統一されている。さらに学部付置の日本海経済研究所から年報や各種のモノグラフ、資料などが発刊されている。また昭和34年以降は、富山大学に併設された経営短期大学の教官スタッフを迎え、機関誌の執筆陣は一段と強化された。同短期大学部は勤労青年学徒の向学心にこたえつつ、本年10月9日に創立15周年の祝賀式を挙行し、独自の使命に即して今日の栄えを築いて来た。同時に研究活動および授業実施の面で学部とは唇齒輔車の関係に在る。短大の育成に寄せられる各方面の御支援を深く感謝したい。

論集の内容は経済学・経営学・法学・社会学の各分野に亘り、夫々の担当教官によって執筆されている。この論集を繙かれる読者諸賢から何分の御叱正を仰ぎうれば幸甚これに如くはない。

50年の歳月にわたり数しれぬ御眷顧を賜わった江湖各位につつしんで鳴謝し、聊か述べて巻頭の辞とする。

昭和49年10月31日

富山大学経済学部長 新田 隆信

50周年記念緑化事業

式典当日に越嶺会会員岡田正氏(高商第7回)が、母校の50周年を頌える記念植樹贈呈目録について東京の植栽専門家と富山の業者との相談の結果、つぎのように一部修正の上、実施に移されることになった。

- | | | |
|---------|---------------|-------|
| 1、櫟 | 高さ10mから15mのもの | 10本 |
| 1、貝塚伊吹 | 3mから4mのもの | 50本 |
| 1、ヒマラヤ杉 | 3mから4mのもの | 15本 |
| 1、桜 | 5mのもの | 250本 |
| 1、芝 張 | (高麗芝) | 1000坪 |

という内容に改められた。すずかけ・銀杏の代わりに、貝塚伊吹・ヒマラヤ杉・桜が加わった。その桜も、吉野桜と八重桜の交植という内容であった。当初の申し出よりもさらに多彩な内容を含んでいる。

右の寄付申し出は直ちに採納され、全学施設整備委員会を経て正式に授受の契約段階に入った。現地業者としては経理部から宮本嘉樹園が指定された。高商第13回の戸谷新一郎氏(当時、名古屋市清掃局長)や高商第16回の林恵氏(稲沢短期大学学長)は、愛知県下の庭樹生産地の稲沢市へ、宮本嘉樹園担当者を案内し、直接適樹選定に細心の吟味を凝らした。こうして昭和50年春の植樹が宮本嘉樹園によって実施された。さらに植樹された植物の管理費3カ年分までも、岡田氏から寄贈していただいた。それは、総額にして1,000万円に近い額に達したという。

そこで林学長は、岡田氏の来富を待って、感謝状を贈った。感謝状文面は以下のようである。

感謝状

岡田 正 殿

あなたは富山大学経済学部(旧高岡高等商業学校)創立50周年を記念し学園緑化のため、格段のご芳志を以て数多くの樹木を寄贈せられ本学の環境整備に貢献せられました。あなたの美挙は母校愛と教育愛の亀鑑として永く本学の歴史の一頁を飾るものであります。

仍て茲に記念品を贈り深甚なる感謝の意を表します。

昭和50年4月12日

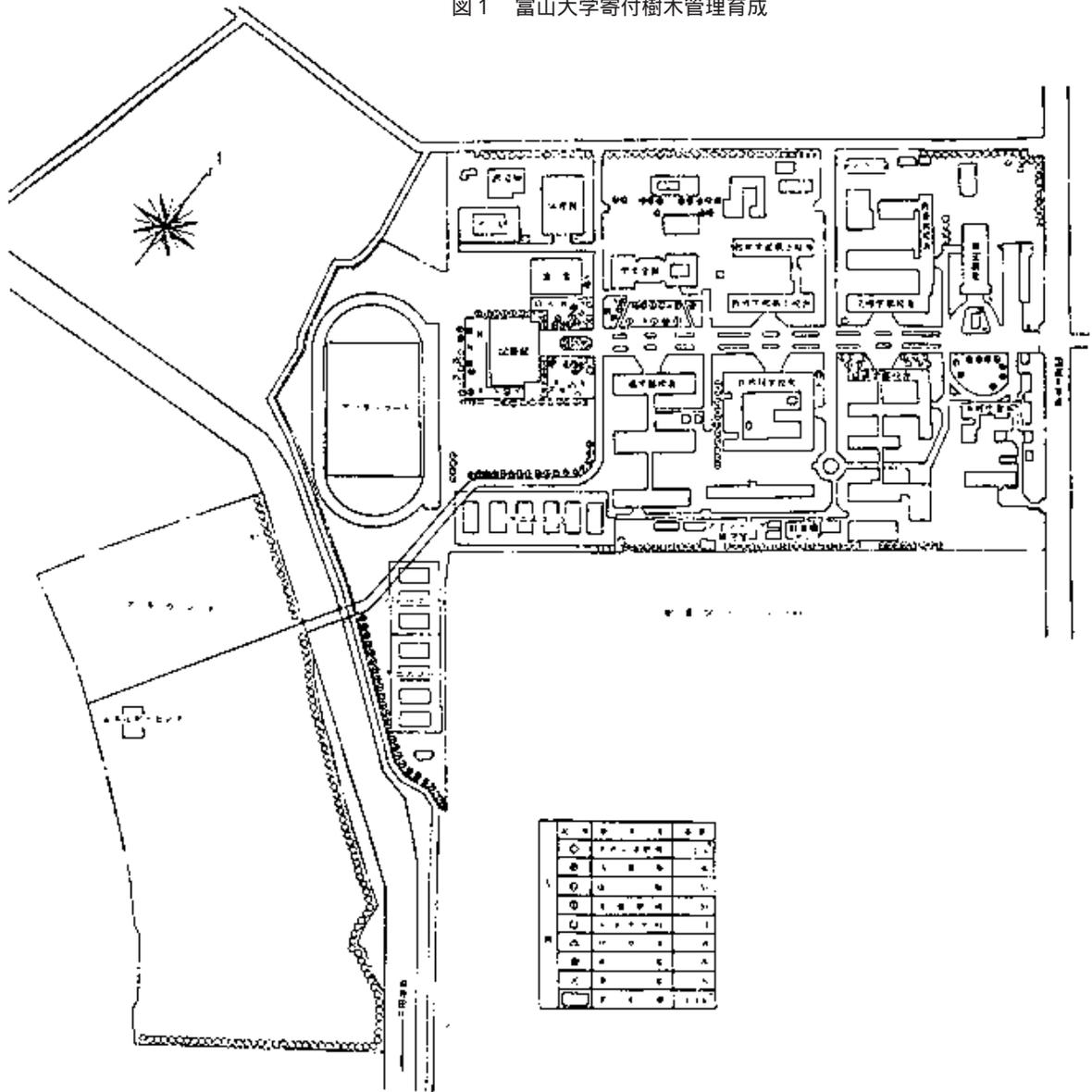
富山大学長 林 勝次

植樹された位置を図1に示す。工学部との境界にある桜並木、図書館前の櫟はこのとき植えられたものである。経済学部玄関わきに植えられた貝塚伊吹は、平成5(1993)~8(1996)年の経済学部校舎改築の際に理学部との間の道路沿いに移植された。この他に、やはり母校の50周年を祝って、高商第1回の菊池善隆氏によってメタセコイアが図書館脇と、元高岡高商跡地(跡地に現富山県立高岡高校がある。)に植えられた。これらの桜、櫟、貝塚伊吹、メタセコイアなどは、現在、経済学部の周囲や図書館前で大きく成長した姿を見ることができる。

経済学部歌・逍遙歌の制定

50周年記念事業委員会は、経済学部歌および越嶺会歌の制定を企画し、創立50周年記念行事の一環と

図1 富山大学寄付樹木管理育成



仕 様 書

工事場所 富山県富山市五福3190 富山大学構内。
竣功期限 昭和53年7月31日限りとする。
請負金 請負金は東京都世田谷区成城6-28-6
支払 岡田正より2回以内に支払うものとする。
概要 図示樹木の管理育成をする。
 そめい吉野桜(219本)八重桜(80本)山桜(51本)
 肥料(油粕)12月に散布、消毒は8月、9月の2回とする。
 貝塚伊吹(50本)
 肥料(油粕)12月に散布、消毒は8月とする。
 雪囲い 12月に取り付け、来年3月に取り外す。
 ヒマラヤ杉(15本)
 肥料(油粕)12月に散布、消毒は8月とする。
 けやき(10本)
 肥料(油粕)12月に散布、消毒は8月とする。
 赤松(20本)黒松(30本)
 肥料(油粕)12月に散布、消毒は8月、9月の2回とする。
 雪囲い 12月に取り付け、来年3月に取り外す。
 芝生張り(3,300㎡)
 肥料(硫安)8月、9月の2回散布、消毒は8月とする。
 刈込は年1回とする。
 養生材の破損力所は修理する。

してその歌詞を公募することになった。当初は応募資格を越嶺会員に限定し、締切期限を昭和50(1975)年9月末日とした。50周年記念事業委員会は、経済学部で歌詞の選定を委嘱したが、応募は少なくどれも落選だった。そこで再募集の方針を固め、応募資格も越嶺会員に限定せず、ひろく大学関係者によびかけた。しかし、応募が少なかつたため、富大名譽教授で国文学者の大島文雄氏に作詞を依頼した。同氏の作詞が完成した時点で、学部歌選定委員会は、同氏の作詞を学部歌として選定する方針を固めた。この方針は、昭和51(1976)年12月8日の教授会で承認され、正式に学部歌が制定された。さらに委員会は応募作の中から、浜田正栄氏の作詞も入選作として採択した。そこで、教授会は、これを経済学部道遙歌として認定した。学部歌の歌詞は、以下のとおりである。

富山大学経済学部歌 大島文雄 作詞

- 1、高志の野の 光耀かがよふ空
 学園に 志気は満てり
 われら 研学の道を行くや
 青春の 悩みはあれ
 より高き 眞実しんじつのため
 あつき心 敢えて尽さん
- 2、高志の嶺ねの 雪がきらめく朝
 あこがれを そこに見ずや
 われら 翳かげりさす人生に
 清新の光を呼び
 誠ある 社会のために
 あつき心 敢えて尽くさん

この学部歌の作曲については、越嶺会員戸谷新一郎氏(高商第14回)の尽力で、名古屋フィルハーモニーの指揮者荒谷亮治氏を煩わすことになった。こ

富山大学経済学部歌

作詞 大島 文雄
 作曲 荒谷 俊治

堂々と



1. こしの野のひかりかがようそらさ
 2. こしの嶺(ね)のゆきがきらめくあさ
 がくえんに志気は満てりわれら
 あこがれをそこに見ずやわれ
 らけんがくのみちを行くやせいしゅんのなや
 らかげりさすじんせいにせいしゅんのひか
 みはあれよりたかきしんじつのためあつきここ
 りを呼びまことあるしゃかいのために
 ろあえてつくさん

富山大学経済学部 逍遙の歌

作詞 浜田 正栄
作曲 水野 四郎
編曲 大澤 欽治

♩=84 力強く

きたアルプスの ぎん れ い の とわの ひかりを あおぎつつ
みよ わか うどの がく のそ の きほおのほーのほ えんえんと
ミューズのさんかーたか らか に りそうのせい かーかか げな ん

- | | | | | |
|--|--|---|---|---|
| <p>一、北アルプスの銀嶺の
永遠の光を仰ぎつつ
見よ若人の学の園
希望のほのほ炎々と
ミューズの賛歌高らかに
理想の聖火がかげなん</p> | <p>二、昔スミスの築きたる
学の殿堂いや高く
ロゴスの森は深けれど
選びし道を誇らずや
吾らの学の光栄なくば
国の繁栄もなかるべし</p> | <p>三、朝自由の鐘に覚め
夕べ真理の香に憩う
神江河畔の幾春秋
深き宿縁の学の友
虚仮の濁流乗り越えて
永久の友情に悼ささん</p> | <p>四、有磯の波に色映ゆる
千古の松の濃緑や
志貫野ヶ原をとよませし
高陵健児の雄叫びよ
栄光の伝統連綿と
越嶺健児の血を沸かす</p> | <p>五、さわれわが同窓吾がみ霊
大立山の 大霊に
込めて大生命とこしえに
吾が学び舎を守らなん
学の彌栄わが師父と
とわに祈らん言祝がん</p> |
|--|--|---|---|---|

れについては作詞者大島名誉教授の同意も得られ、荒谷氏は富大経済学部歌の作曲に多くの努力を傾けた。その結果でき上がった楽譜を示す。

また経済学部逍遙歌の歌詞と歌曲は、次の通りだが、その作曲は越嶺会員水野四郎氏（高商第12回）がかつて仰嶽寮歌のために作成した曲譜に、富大教育学部の音楽担当大澤欽治教授が編曲したものであり、やがて越嶺会歌として歌われるようになることも、期待されてよいであろう。

第5節 経済学部校舎の増築

経営学科は昭和49（1974）年4月に発足した。普通であれば、新設学科が発足すると、新校舎の工事も同時に着工されるのが順序である。ところが経営学科の場合、富山大学における個別的問題が絡んで大幅に遅れた。それは新設の富山医科薬科大学に移行することが決まった薬学部の跡地利用が未定であったことや、五福への工学部移転計画に基づき、敷地が購入され、整地も完了しながら、建築に着手できない事情などが尾を引いて、遅延を余儀なくされていたためであった。そのために関係当局は新校舎の早期着工を目指して努力した結果、ようやく昭和51（1976）年8月に新教育棟の増改築が認められるにいたったのである。

新校舎は昭和52（1977）年の晩春に落成した。たまたま昭和51年、経営短大経営学科を経営管理専攻と経営・法律専攻の2専攻に改組することが認められ、管理棟に400平方メートルの資格面積を生じたので、それをとり入れることとなり、研究棟4階の未完成部分212平方メートルをも併せて、古い木造2階建ての旧教育棟に代わって、総計2,955平方メートルにのぼる鉄筋4階建ての新教育棟が完成した。7月2日には落成祝賀式が新営の101番教室で挙行され、国家財政が31兆円に上る累積赤字に硬直する状況の中で、2億8,410万円の巨費をかけて完工したことにつき、来賓として臨席の文部省代表（加門名吉屋工事事務所長）、県知事（代理皆川公室長）、改井富山市長、北陸銀行頭取（代理早野専務）、北陸電力社長（代理上田常務）、吉田工業社長（代理吉田副社長）、富山相互銀行金岡社長ら各位には、



演習棟工事現場



管理棟増築工事現場

心から祝意をこめたスピーチを述べられたのであった。また主催者側から林学長、砂土居越嶺会会長、新田学部長、山崎短大主事らの挨拶があった。

その新校舎には、ミニコンピュータとしてメルコム70が備え付けられ、経営実務論のコンピュータ実習を始め、学生への授業用、教官の研究用として効率的に活用されるようになった。

第6節 経営法学科の増設

経済学部の第3学科として、「経営法学科」が昭和54（1979）年4月に設置された。経営法学科というネーミングの法学科は、国立大学では唯一のものだった。そして、富山大学経済学部における法学科の増設は、経済学部の中の法学系教官が長年話し合ってきた夢の実現であった。

1 法学系講座（学科目）の経緯

富山大学経済学部の前身の旧制高岡高等商業学校においては、法学なかならず民法と商法の講義が重

要視されていた。開校10周年記念論文集には民法の土生滋穂教授と商法の高田源清教授による優れた研究論文が発表されているが、両教授の業績はその後にも注目された。旧制高商系の東京商大・神戸商大はじめ他の旧制高商にも著名な法学者が少なくなかった。昭和24（1949）年に新制富山大学が創設されたとき、旧制富山高校を母体とする文理学部の中に異例の「経済学科」が設置されたが、それは旧制高岡高商の遺産を引き継いだものであった。将来には経済学部となる芽としてスタートした経済学科の講座編成は、経済学・法学・社会学の3部門になっていたこと、539頁表1のように、経済学部門は経営・商学・会計分野を含めて6講座であったのに対し、法学部門は民法・商法・経済法・労働法で法学第1とし、憲法・行政法・政治・政治学で法学第2とする2講座をもち、社会学部門が1講座であったことが注目される。

初代の文理学部長であり経済学部長となった清水虎雄教授は憲法を担当、九州大学法学部高田源清教授は旧制高岡高商教授であった関係で経済学科兼任教授として商法を担当、富山大学教育学部新田隆信助教授が兼任として行政法を担当されたほか、定塚道雄専修大学法学部教授が非常勤講師として刑法の講義をされた。

経済学科の講座名・講座数・学科目はその後数多くの変更を受けたが、法学系に焦点を当て重要なものを記述しておく。

昭和28（1953）年8月1日に、文理学部経済学科は経済学部へ昇格し、文理学部から独立して、専任教官が増えたなか、法学系では旧制高岡高商教授だった土生滋穂教授が民法担当教授として復帰され、昭和32（1957）年からは経済学部長を務められた。新田助教授は兼任から専任になり、憲法・行政法担当で法学第1講座所属になった。昭和31年度から法学は、法学1（憲法・行政法・政治学）、法学2（民法）、法学3（商法・経済法・労働法）の3講座になり、文理学部経済学科時代の昭和25（1950）年に着任し、民法と労働法を担当された池田直視助教授は、労働法が専門だったので法学3講座に移られた。そして、昭和32年4月から、法学系教官は3講座に各2名ずつ就任して、合計6名の陣容となった。

昭和49（1974）年4月1日に、経済学部の第2学科として経営学科が設置され、新しい学科目（講座に相当）編成となり、法学系は、580～581頁表4のような、憲法・民法・商法・社会法の4学科目編成になった。

富山大学経済学部に経営学科が第2学科として設置されたのが昭和49（1974）年4月。これは、他の旧制高商系の経済学部がすでに第2学科から第3学科まで設置しているのと比較して、はなはだ遅れたといえる。昭和41（1966）年からの経済学部紛争に引き続き、全学的な大学紛争によって経営学科の設置構想は完全に足踏み状態になっていた。

前述のような長期にわたる富山大学紛争がようやく収拾され正常化されたころは、日本経済の状況が大きく動いており、経済の高度成長に伴い流通部門・企業経営に関する管理部門・財務会計等の新しい分野の研究や講座が増えてきていた。580～581頁表4に示されている富山大学経営学科の学科目は、この時代の反映であるといえる。新しい経営学の分野とならんで法学の分野でも、新しい法律の制定や改正が増加し、法学に対する学習ニーズが増大してきた。このような社会経済の潮流に対応して、富山大学経営短期大学部（昭和34年4月に設置）の経営学科に昭和51（1976）年4月1日付けで「経営管理専攻」と「経営・法律専攻」が設置された。経済学部の法学系若手教官からは、これまで、何回も法律学科の独立・設立の要望が話されていた。

2 国立大学唯一の経営法学科

経済学部の再建から発展への大きな動きは、当然のこととして第3学科の増設要求の形としてまとまった。かねて法学系教官とくに若手教官からは、何回となく「法学科」新設を要望する声が非公式に挙げられていたが、必要条件が具備されない状態が続いていた。文部省は、経済学部の中にミニ法学部のような法学科を作る要求を終始拒んできた。しかし、前項で述べたような新しい実際的な法学部門の教育に対する需要が増大してきた社会経済の動きに対応して、初めて旧制高商系の横浜国立大学に「経営法学科」の設置を認めた。そして、新田隆信経済学部長は、第3学科設置事前協議において、時代の二一

ズに適合した現代的な法学科ならば承認される可能性があるとの示唆を受け、早急に新法学科のプラン作りをすることになった。

横浜国大では公法部門が中核的講座であったのに対し、富山大学では、民法・商法・労働法・経済法の講義が大きな役割を果たしてきたことも勘案して「経営法学科」設置案にした。そして、「倒産関係法」と「国際取引法」の2つを先端的な目玉の学科目として純増の形で加え、既存の学科目も表5のようなネーミングのもとに一部再構成して概算要求した。この新学科の企画はそれなりの評価を受けて、昭和54(1979)年4月1日から「経営法学科」が経済学部の第3学科としてスタートした。

表5 経営法学科授業科目と単位数

系列	授 業 科 目	開設	単 位 数		
			必修	選択 必修	選択
基 礎 法	公法総論	4			4
	私法総論	4	4		4
	刑法総論	2			2
	外国法総論	4			4
	政治学	4			4
財 産 法	不動産法	4			4
	契約法	4			4
	損害賠償法	4			4
	債権担保法	4			4
企 業 関 係 法	会社法	4	4		4
	商取引法	4			4
	保険・海商法	4			4
	有価証券法	4			4
	証券取引法	2			2
倒 産 関 係 法	民事訴訟法	4			4
	強制回収法	4			4
	企業整理法	4			4
経 済 法	経済法	4			4
	消費者保護法	2			2
	労働法	4			4
	社会保障法	2			2
社 会 法	国際取引法	4			4
	国際経済組織法	4			4
	国際法総論	2			2
	国際政治学	4			4
国 際 取 引 法	社会学総論	4			4
	社会心理学	4			4
	産業社会学	2			2
社 会 学	演習	4			4
	卒業論文	6			6
	外国書購読	4			4

表6 経営法学科定員表 (昭和54年4月1日)

	学 科 目	教授	助教授	助手	計	備考
経 営 法 学 科	基 礎 法	1	1	1	3	
	財 産 法	1	1	1	3	
	企業関係法	1	1		2	
	倒産関係法	1	1		2	55年度新設
	社 会 法	1	1		2	
	国際取引法	1	1		2	57年度新設
	計	6	6	2	14	

ちなみに、その後旧高商系の山口大学経済学部認められたのが「経済法学科」、小樽商科大学に設置されたのが「企業法学科」だったので、本経済学部の「経営法学科」は、国立大学でオンリーワンのものとなった。同学科は、6学科目から成っている。

なお、経営法学科の増設にあたり、学生定員は、経済学科120名、経営学科120名、経営法学科60名、合計300名とされた。

第7節 創立60周年記念事業

大学紛争がほぼ収まった昭和49(1974)年秋には、「創立50周年記念事業」が盛大に催されたが、引き続き、「60周年記念事業」が企画された。

通常、記念行事は10年の周期で行われるが、次のような事情から、これまで開学20、30、40年は全く、あるいは盛大には祝うことをしてこなかった。

旧高商時代に、開学10周年は盛大に祝ったものの、20周年は昭和19(1944)年であり、戦争激化で4月1日から工業専門学校に転換させられ、高商は併設の「経済専門学校」となっていた。

30周年は昭和29(1954)年であったが、前年28(1953)年2月17日閣議で学部昇格が認められ、8月1日をもって経済学部が設置された。それを祝い8月盛大に賑やかに昇格記念祭が行われている(第2章第3節参照)。ただし、経済学部の設置場所を高岡高商ゆかりの高岡市にするか五福集中との文部省の方針に従って富山市にするか、大いにもめる事態となった。

また、40周年は、前述のように(第3章第6節参照)学部において記念論集発行などを実施している。しかしながら、特に記念式典や祝賀会は行われな

った。

越嶺会では、創立60周年記念事業実行委員会（委員長・砂土居行雄越嶺会長）を組織し、60周年記念事業として、記念大会（記念式典・祝賀会）のほか、母校跡記念碑の建立、門柱復元、越嶺奨学基金の創設、会員名簿の発行、の事業を行った。また、そのための募金活動にあたっては、学年単位の同期会が力を発揮した。特に高商卒業生には、思い入れ一入のものがあり、すでに第一線を引いておられる年代の方々からも多額の寄付金を寄せていただいた。

創立60周年記念式典

昭和59(1984)年9月15日(土・祝日)午後1時30分、高岡市民会館を会場に記念式典が、午後3時から高岡市民体育館で記念パーティーが開催された。

当初、戦後すでに40年近く経っていること、卒業生の数も学部卒業生の方が多くなっていることなどから、会場は富山とする案もあった。しかし、工学部の五福移転が決まり、旧高岡高商の校舎が式典の後取り壊されることになっており、その最後の姿を見ておきたいとの旧高岡高商卒業生の強い思いがあり、各支部などの意見をきいて、50周年記念式典に



記念式典、堀記念大会長挨拶



列席の恩師の方々

引き続いて高岡で開催することになった。

記念式典は、古城公園内の高岡市民会館を会場にして、堀健治高岡市長（旧高岡高商第1回卒業生）を記念大会長に、全国から旧高岡高商卒業生を中心に約800名が参加して盛大にかつ厳粛に挙行された。

高田博氏（高岡市農林水産部次長、経済学部第1回卒）の司会により、肅然たる雰囲気の中、大島正夫越嶺会副会長（高商第3回）の開会の辞で式典は始まった。堀健治記念大会長の挨拶、中沖豊富山県知事（森丘金太郎出納長代読）の祝辞があり、続いて恩師代表として小寺廉吉先生が91歳とは思えぬかくしゃくとした姿と張りのある声で60年を回顧して祝辞を述べられた。

高岡高商教授、富山大学経済学部教授・元学部長の小寺廉吉先生は、その後昭和62(1987)年3月3日「第23回秩父宮記念学術賞特別賞」を受賞された。明治25(1892)年生まれの先生は、平成4(1992)年10月26日元気に満100歳を迎えられたが、同年12月24日に逝去されている。

旧高岡高商校歌を全員で3番まで斉唱。さらに富山大学経済学部歌（創立50周年記念として制定したもの）を富山大学応援団が高唱して喝采を浴びた。

盛り上がる気分をバックに堀江四郎越嶺会東海支部長が登壇。ユニークな閉会の辞で感激的な記念式典を締めくくった。

祝賀会

午後3時からの祝賀会場は、同じ古城公園の市民体育館で行われた。高商卒業生の方々は、緑に包まれた射水神社やお堀を見ながら、青春時代に踏みならした砂利道を通して移動した。



祝賀会場

波田智夫越嶺会関西支部長（高商第12回）の司会により、越嶺会長代理の堀内文雄越嶺会副会長（高商第5回）、柳田友道富山大学長、棚田良平経済学部長（高商第16回）、恩師代表の日比野勇夫先生（旧高岡高商教授、神戸商科大学名誉教授）が次々登壇、挨拶され、柏倉俊三先生（旧高岡高商教授、北海道大学名誉教授）の主唱で声高らかに乾杯して祝宴に入った。

広い体育館フロア一杯の参加者は、久しぶりの邂逅に旧交を温め、思い出の写真コーナーの前では往時を偲んだ。ステージでは仙台寮歌祭常連の東北支部の方々や地元有志も加わって太鼓を打ち鳴らし高商校歌、高商仰嶽寮歌を歌い上げた。

最後は、柳田学長と米沢巖越嶺会副会長（高商第7回）の音頭で万歳三唱して興奮さめやらぬ会場を後にした。

なお、前日14日、高岡カントリークラブで堀内文雄越嶺会副会長を大会長に、高商、学部、経営短大の卒業生53名が記念ゴルフ大会を開き親睦を深めた。

越嶺奨学基金

越嶺奨学基金については、創立60周年記念の中心事業としてその創設が計画された。

基金の趣旨は母校充実基金であり、教官の学会活動助成、留学補助金や出版助成、また、後輩の現役学生に対しては、研究発表大会への助成などを通じて、そのレベルアップに貢献することである。

昭和60（1985）年5月11日開催の昭和60年度越嶺会総会で、1,500万円をもって創設された。新たに設置された越嶺奨学基金運営委員会（粟田喜代治委員長、高商第6回）が運営規定を作成して、その管理と運営にあたることになった。越嶺会の特別基金として運営し、以後も寄付を受け入れ増額することとされた。

高商跡記念碑

記念碑の建立については、50周年記念時から企画されていた。しかし、旧高商校舎・キャンパスを使用している富山大学工学部の五福移転が決まり、「60周年」後ようやく実現の見込みが立ったものである。工学部との共同事業として越嶺会と工学部同窓会の担当者（西部慶一教授、笹倉壽介教授）が設置



記念碑



除幕式

場所の高陵緑地の造園を担当している高岡市当局と数回協議を重ね、実現の運びとなった。

設置場所は、昭和17年に拡張買収した旧高商グラウンド跡地である富山県高岡文化ホール玄関前の高陵緑地と決まった。記念碑は、長年富山大学の庭木を手入れしている宮本嘉樹園を通じて、高さ2.5メートル、底辺約2メートルのとんがり帽子形の甲府産新鞍馬石を碑石に選び、それを自然のままの形ですえつけた。表面に「高岡高等商業学校 富山大学工学部 跡」と刻まれ、裏面に沿革を記述した銘板がはめ込まれている。表面の文字は、高岡高商第1回卒業の堀健治高岡市長の揮毫による。

昭和61（1986）年9月23日、除幕式が行われた。除幕のあと、建立にあたり尽力され題字揮毫の労をとられた堀市長に、砂土居越嶺会長、山田工学部同

窓会長連名で感謝状が贈られた。

高岡市役所勤務の越嶺会員の方々にも、設置場所の選定などの交渉段階から様々な面でお世話になった。それらの方々へのお礼、慰労、祝いの意味をこめ、簡単な祝賀会が高岡市の富士観ホテルで開かれた。長年移転問題で難しい交渉を続けた堀市長と工学部長も同じ卓につき、歓談された。

本校舎跡記念碑

旧高商時代にはグラウンドであった所に建てられた跡地記念碑について、この記念碑自体は立派なものであるとの大方の評価は得たものの、高商卒業の越嶺会員から、これはこれとして、本校舎跡地の中にも記念になるものを残してほしいとの要望も出ていた。

越嶺会長から山本弘副会長（高商第10回）、坂井弘氏（高岡商工会議所専務理事、高商第14回）、谷道博氏（行政書士、高商第18回）、金田栄美雄副会長（公認会計士、学部第6回）、塩崎利平氏（学部第7回）を記念碑建立委員会委員に委嘱し、山本弘副会長を委員長に任じて、跡地に高岡高校が移転した後、同校を通じ工学部と共同で富山県当局と記念



記念碑



除幕式

碑建立について協議を重ねた。

平成3年度から高岡高校長に就任された稲葉茂樹氏（学部第3回）の協力により、県教育委員会などの県部局、高校同窓会の了承を得ることができ、9月下旬建立にこぎつけた。しかも設置場所は第1希望としていた銀杏並木の入り口になった。そこはかつて高岡高商学生通用門から、仰嶽寮に通じる通路であった。今はレンガを敷き詰め体育館への通路となっている。設置場所は50センチ程度盛り土がしてあり、そのことも勘案し記念碑の高さを含め大きさ・形を決定した。

大きさ・形は、高岡高校の景観に調和するよう幅・奥行・高さそれぞれ91センチ、36.5センチ、76センチの立方体の黒御影石で、鶴木大壽日展特選書家、元富山大学教育学部教授の揮毫により正面に関係の3校、1学部の名を刻してある。幅1.3メートル、奥行0.76メートルの基礎の上に設置しており、(株)山岡石材納品である。

平成3（1991）年10月19日除幕式を挙行了。除幕式には、高岡市長代理越前収入役、小黒千足富山大学長、吉原節夫経済学部長、多々静夫工学部長をはじめ両同窓会会長、副会長、記念碑関係委員が出席した。

金森会長の挨拶には、別記の通り学舎を同じくした最高学府の変遷史が詳しく述べられてある。小黒学長から祝辞があり、中沖富山県知事、綿貫衆議院議員から祝電が寄せられた。

また、鶴木大壽先生、稲葉茂樹高岡高校長に、両同窓会による感謝状が金森賢二越嶺会長から贈呈された。

除幕式における挨拶

記念碑除幕式にあたり、一言ご挨拶とお礼を申し上げます。本日は公私ともご多用にも拘らず高岡市長（代理越前収入役）、稲葉高岡高校長、鶴木大壽先生ほか関係各位多数ご出席の上、ここに旧制高岡高等商業学校、旧制高岡経済専門学校、旧制高岡工業専門学校、および富山大学工学部跡記念碑の除幕式を行うことができましたことは誠に喜ばしく感激に堪えません。

学校沿革史によれば、大正8年第41帝国議会における「高等教育機関充実」決定に基づき、大正

13年9月25日勅令第222号により、文部省直轄学校として高岡高等商業学校がここ高岡古定塚の地に設置され、北陸における商業経済の高等教育機関発祥地になったと記されております。以来高岡高等商業学校は昭和18年9月まで17回3千余名の卒業生を世に送り出しましたが、戦争激化の昭和19年3月28日勅令第165号により高岡高等商業学校は高岡工業専門学校に転換し、同時に高岡高等商業学校は高岡経済専門学校と改称して、高岡工業専門学校に付設されましたが、昭和20年9月、第19回の卒業生を送り出した後、廃校となりました。

高岡工業専門学校は、その後昭和26年まで5回卒業生を送り出しましたが、昭和24年法律第150号により昭和24年5月31日富山市五福に富山大学が設置され、高岡のこの地は工学部となり古い校舎を増改築しながら教育研究が続けられ、35年後の昭和59年9月27日富山市五福の新しいキャンパスに移転しました。想えば大正14年から今日まで70年に垂んとする間に時代の流れとともに校名は4回、教育学科も、商業、経済、工業、工学の4回変遷するなど文字通り紆余曲折の歴史であり、感慨無量のものを覚えます。

嘗てこの地この学舎に学んだ学徒は1万余名を数え幾多の俊秀が輩出しました。それらの人たちの「心の故郷」であるこの地に、地元は勿論、全国の同窓会員から「跡地記念碑」建立の要望が高まってまいり、当時高岡市長の堀健治氏の格別のご尽力を得て母校のグラウンドであった地に新築の高岡文化ホール正面築山に、高岡高等商業学校、富山大学工学部跡の「記念碑」が建立され、昭和61年9月23日その除幕式が執り行われましたのも記憶に新しいところであります。

しかし、当時工学部移転後の土地の使用目的が未定のため取り敢えず高岡市有地内に建立された経緯があります。

その後、この地に県立高岡高等学校が設置され、高岡文化ホール内の記念碑の移転も検討されましたが、敷地・大きさ等に難点があり、新しい碑を建立しようということになり、昨年以來高岡高等学校を通じ富山県ご当局、教育委員会と協議を重ねてまいりましたところ、さる8月ようやく建設許可をいただき今日の除幕式を迎えることができた

次第であります。これ偏に県ご当局、教育委員会、高岡市、高岡高等学校ほか関係各位の深いご理解と格別のご協力によるものであり、衷心より厚く御礼申し上げます。

大正・昭和・平成の3代にわたり、青雲の志を深く胸に秘め青春の情熱と力を、学習にスポーツに、部活動、サークル活動等に遺憾なく発揮するとともに暖かい師弟愛や友情を培ったこの「ゆかりの地」が、再び県立高岡高等学校という立派な後継者に引き継がれましたことは、私達にとりこの上もない喜びであります。

昭和3年3月、高岡高商第1回卒業生を記念して植樹されました「いちよう」の苗木は60年余の長い風雪にも耐え、入学し卒業していった幾多の学徒の若き日の姿をその年輪に刻み込み、今又若き高校生に「心の安らぎ」を与えていることと思えます。

「いちよう並木」と「記念碑」はいわば先輩達の残された「青春の光」であり、ここで学ぶ若者にとって、永い教育の歴史と伝統を偲び希望の未来を展望する道標（みちしるべ）ともなればと願いながら、越嶺会ならびに仰岳会を代表し、深い感謝の意を表しましてご挨拶と致します。

平成3年10月19日

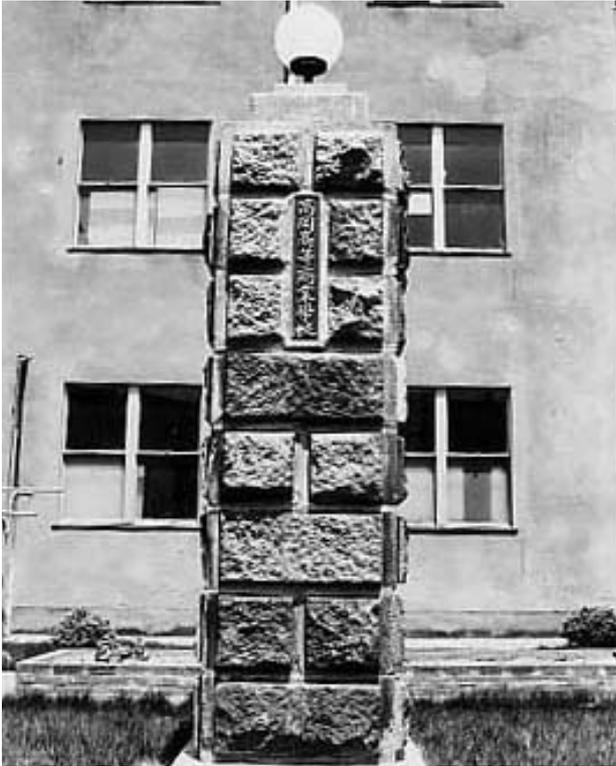
越嶺会会長 金森賢二

門柱復元

門柱復元については、記念碑の建立とともに50周年記念事業からの持ち越しであった。工学部が富山市五福キャンパスに移転するにあたり実現した。昭和62（1987）年3月建立された。

越嶺会が門柱を経済学部中庭に復元し富山大学にこれを寄付する旨の寄付採納願いを提出していたところ、大学本部事務局担当係の審査を経て承認され、その後の復元工事は経済学部事務局と本部事務局施設課との協議によって進められた。

旧校舎正門の主柱の1本は、富山大学工学部の五福新キャンパスの入り口付近に記念碑として建てられたので、残り1本の主柱を経済学部管理棟の中庭に、これもモニュメントとして建立された。復元にあたり「高岡高等商業学校」の銘板は高商の卒業アルバムから写し取って注文制作され嵌め込まれてい



復元された門柱（主柱）



復元された門柱（副柱）

る。また、門柱の頭には往時のそれに似た丸い灯りも取り付けられ、夜間点灯されて最高学府の学園らしい夜景を映していた。

その後、新校舎建設の際も新しい中庭の中央に建て直された。また、副柱1対は中庭の入り口に置かれ、景観のまとまりを良くしている。

会員名簿の発行

『創立60周年記念名簿』としてB5判横型で発行された。

新田隆信名誉教授を介して、鶴木大壽先生に題字をお願いし、薄いページ色の表紙に「越嶺会会員名簿 創立60周年記念号」の毛筆の文字が鮮やかに印刷されている。



60周年記念会員名簿

会員総数は9,913人。高商会員3,044人、学部卒会員は昭和59（1984）年3月卒業の第32回まで収録し5,127人、経営短大会員も59年3月卒業の第23回まで収録し1,742人であった。

他に特別会員として、旧高岡高商、富山大学経済学部、経営短期大学の200名余の元・現職教官が収録されている。

旧高岡高商講堂の保存請願、検討の未断念

高岡市中川園町の富山大学工学部講堂は、1927（昭和2）年に旧高岡高商の講堂として建造され、その後、高岡経済専門学校、高岡工業専門学校、富山大学工学部と受け継がれてきた。木造2階建て（2,502㎡）で、フランス人技師ポアンピンの設計によって建てられた工部大学校（現・東大工学部）講堂をモデルにしたものでフランスの初期ゴシック寺院の様式も取り入れられており、内部のシャンデリア付き天井、ギャラリー（回廊）などに建設当時の豪華な雰囲気を感じることができた。富山県建築士会編「明治・大正期の富山県の建築」にも貴重な洋風建築のひとつとして紹介されている。

富山大学工学部の移転に伴い、講堂を含め校舎の全てが昭和60年10月に解体される予定になっていたところ、関係者の間からこの由緒ある講堂の保存を望む声があがった。越嶺会としても、旧高岡高商卒業生の総意による請願の形で、高岡市長に同講堂の移転保存につき要望書を提出した。また、富山大学工学部同窓会にも働きかけて協議を重ね、工学部同窓会からも同旨の要望書が出された。

これらを受けて高岡市は、同講堂の保存のために建築専門家にも調査を依頼し、本格的に検討した結果、解体して移築するには老朽部分が多く、文化施

設として活用することは建築基準法上難しいことがわかり、保存は断念された。

残念ながら、その後講堂は取り壊されたが、その設計図が残っているので、今後高岡市で文化施設を建築する場合にそれを参考にし、旧講堂の面影を残すよう工夫されることが望まれる。

なお、工学部では、講堂のシャンデリアを新校舎内の一角に保存展示している。

また、工学部同窓会と共同で、旧校舎の梁を材料にして一輪生けの花器を、穴田博工学部助教授（当時助手）の紹介で庄川町の木工業者に委託して作り、会員に頒布した。



保存希望の新聞記事コピー